

# 官衆號外

昭和十五年三月三日

## ○第七十五回 衆議院議事速記録第十九號

昭和十五年三月二日(土曜日)

午後一時十七分開議

議事日程 第十八號

昭和十五年三月二日

午後一時間議

第一 (第一號) 昭和十五年度歳入歳出

總豫算追加案

第二 (特第一號) 昭和十五年度各特別

會計歳入歳出豫算追加案

第三 裁判所構成法中改正法律案 (政

府提出) 第一讀會

第四 金華山軌道株式會社及朝倉軌道

株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對ス

ル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

(政府提出) 第一讀會

第五 権太地方鐵道補助法中改正法律

案(政府提出) 第一讀會

第六 恩給法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第七 損害保險國營再保險法案 (政府

提出) 第一讀會

第八 有機合成事業法案(政府提出)

第一讀會

第九 自動車交通事業法中改正法律案

(政府提出) 第一讀會

官報號外 昭和十五年三月三日 衆議院議事速記録第十九號 議長ノ報告

第十 昭和十五年度一般會計歳出ノ財

源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十一 昭和十二年法律第八十四號中

改正法律案(支那事變ニ關スル臨時

軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 職員健康保険特別會計法案

(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十三 作業會計法中改正法律案(政

府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十四 造幣局東京出張所ノ廳舍、工

場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新

營擴張ニ要スル經費ニ關スル法律案

(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十五 昭和十三年法律第五十三號中

改正法律案(印刷局据置運轉資本補

足ニ關スル件)(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第七十五回 帝國議會厚生省所管事務政府

委員被仰付

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲

茲ニ掲載ス)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一去二十九日米内閣總理大臣ヨリ左ノ通

發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

厚生書記官 曽我 梶松

金井 正夫君

木村 作次郎君

服部 岩吉君

庄司 一郎君

淺井 茂猪君

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

恩給法中改正法律案

損害保險國營再保險法案

有機合成事業法案

自動車交通事業法中改正法律案

(以上三月一日提出)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

愛國航空獎券發行ニ關スル法律案

提出者

第一讀會ノ續(委員長報告)

日本古代文化研究所ノ設立ニ關スル建議案

提出者

安藤 孝三君

林 平馬君

長野 紗良君

中野 寅吉君

添田敬一郎君

一宮房治郎君

小柳 牧衛君

史蹟顯彰ニ關スル建議案

提出者

農業水利調整ニ關スル法令制定ニ關スル建議案

提出者

石井徳久次君

曾和 義式君

大野 伴睦君

(以上三月一日提出)

第七部選出

豫算委員 木暮武太夫君(篠原義政君)

補闕

豫算委員 三木 武夫君(小山亮君補

闕)

一去二十九日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第七部選出

豫算委員 三木 武夫君(小山亮君補

闕)

常任委員左ノ如シ

第三部選出決算委員 鈴木憲太郎君

第九部選出請願委員 長井 源君

一去二十九日常任委員理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ

豫算委員

理事 増永 元也君(理事肥田琢司君)

去二十一日員委辭任ニ付其ノ

補闕

一去二十九日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

豫算委員

常任委員左ノ如シ

第三部選出決算委員

鈴木憲太郎君

第九部選出請願委員 長井 源君

去二十一日員委辭任ニ付其ノ

補闕

一去二十九日常任委員理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ

豫算委員

常任委員左ノ如シ

會計檢查院法中改正法律案(政府提出)

第七部選出

豫算委員 杉山元治郎君(川俣清音君)

補闕

豫算委員 木暮武太夫君(篠原義政君)

補闕

菊地養之輔君 中原謹司君

永山忠則君

中原謹司君

カラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌ

一去二十九日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)委員

辭任多田滿長君 楠瀬最上政三君

辭任綾部健太郎君 楠瀬世耕弘一君

船員保險特別會計法案(政府提出)外四件

委員

辭任依光好秋君 楠瀬石坂豊一君

一昨一日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

會計検査院法中改正法律案(政府提出)委員

委員長 古屋慶隆君

理事

松井 郡治君 木原 七郎君

金澤 正雄君 浅井 茂猪君

一昨一日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第三部選出

決算委員 内藤守正君(鈴木憲太郎君補闕)

第九部選出

請願委員 齋藤直樹君(長井源君補闕)

衆議院議長小山松壽殿 報告書

第一(第一號)昭和十五年度歲入歲出  
追加案  
總豫算追加案

第二(特第一號)昭和十五年度各特別  
會計歲入歲出豫算追加案

報告書

一(第一號)昭和十五年度歲入歲出總豫算  
追加案  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十五年三月一日

第三(特第一號)昭和十五年度各特別會計  
歲入歲出豫算追加案  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十五年三月一日

○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマス  
ス、日程第一及び第二豫算案ニアリマス

衆議院議長小山松壽殿

〔三土忠造君登壇〕

○三土忠造君 只今議題トナリマシタル豫

算各案ニ付キマシテ、豫算委員會ニ於ケル

又朝鮮總督府特別會計ニ屬スルモノハ、曩

ニ本議會ノ協贊ヲ經マシタ昭和十四年度追

加豫算ニ依ル中南鮮地方ニ於ケル旱害對策

施設ニ要スル經費、其ノ昭和十五年度ニ於

テ要スル經費九百八十餘万圓ヲ計上シ、其

ノ歲入ハ前年度剩餘金繕入ニ依ルノデアリ

マス

昨年ノ中國、四國地方ヲ中心トスル大旱

魃ハ、其ノ被害ノ甚大ナルコト、實ニ百年

以來未聞ノコトデアリマシテ、災害當時ニ

於キマシテ目撃者ノ言ニ依リマスト、涙ナ

シニハ見ラレナカツタ程ノ慘害デアツタノ

デアリマス、其ノ被害ガ如何ニ大キナモノ

デアツタカト云フコトヲ、政府ノ調査ニ依

リマスト、農作物ノ被害金額ハ、水稻ニ於

テ二億九千餘万圓、桑園ニ於テ、蘿ガ三千

五百餘萬圓、桑ガ一千九百餘万圓、烟地ニ

於テハ、陸稻、甘藷等ヲ合セマシテ五千三

百餘万圓、尙ホ此ノ外耕地ノ龜裂等ニ因ル

損害ニ付テハ、耕地ノ復舊ヲ要スルモノニ

万六千九百餘町歩、水路ノ復舊ヲ要スルモ

ノ五十一万七千餘間、溜池ノ復舊ヲ要スルモ

ノ二万一千餘箇所ニ上ツテ居リマシテ、

其ノ被害金額モ亦頗ル巨額ニ上ルノデアリ

マスルガ、是ハ算盤デ算出スル譯ニ參リマ

セヌ、而シテ是ガ應急對策トシテ、政府ハ

旱害地方ニ道路、河川、港灣等ノ一般土木

事業、耕地改良、造林、林道開設及ビ牧野

改良等ノ農業土木事業ヲ起シテ、地方ニ勞

役ヲ撒布シ、以テ農民ノ窮境ヲ緩和スルコ





現在地方裁判所及ビ同檢事局ノ監督書記ハ、總テ判任官デゴザイマスルガ、書記課事務ノ現状ニ鑑ミマシテ、又裁判所書記ノ地位ノ向上ノ爲ニ、地方裁判所及ビ同檢事局ニモ、奏任官タル書記長ヲ置クノ途ヲ開クノ必要ガアルノデゴザイマス、仍テ其ノ趣旨ノ改正ヲ致サントスルノガ即チ本案デゴザイマス、其ノ詳細ニ付キマジテハ、他ノ機會ニ十分ニ御説明申上ゲタイト存ジマスルガ、何卒御審議ノ上本案ニ對シ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ切望致ス次第アリマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○服部崎市看 本案ハ政府提出、會計検査院法中改正法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第四、金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——松野鐵道大臣

第四 金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案（政府提出）

金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 行スルコトヲ得

一 金華山軌道株式會社所屬軌道

#### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣松野鶴平君登壇〕

○國務大臣（松野鶴平君） 只今上程サレマシタ法律案ノ提案理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、今回提案致シマシタ法律案ハ、軌道營業廢止補償ノ爲公債發行ニ關スルモノデゴザイ

マス、補償セントスル軌道ハ、宮城縣ノ金華山軌道ト福岡縣ノ朝倉軌道デゴザイマス、是等へ何レモ國有鐵道ガ接近並行シテ敷設セラレマシタ結果、其ノ影響ヲ受ケマシテ、營業ヲ繼續スルコトガ出來ナクナリマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——大石倫治君

〔大石倫治君登壇〕

○大石倫治君 只今上程ニ相成リマシタ金華山軌道、朝倉軌道ノ兩會社ニ對スル補償ノ問題ハ、甚ダ簡單デアリマス、宮城縣石卷ヨリ女川ニ達スル金華山軌道ハ十三杆八分、又福岡縣朝倉軌道會社ハ、鹿兒島本線二日

市町ヨリ朝倉郡杷木村ニ至ル二十二杆二分、

唯カノモノニアリマスガ、是等ノ小軌道ヲ

シテ居ツタノデアリマス、殊ニ金華山軌道ヲ拂ヒマシテ、地方交通事業ノ爲ニ貢獻致シテ居ツタノデアリマス、殊ニ金華山軌道ハ非常ナリ、經營困難ニ陷リマシテ、株式會社ハ非常ナル經營困難ニ陷リマシテ、經營者並ニ此ノ株式ヲ所有致シテ居リマス者ハ非常ナ犠牲ニナツテ居ルコトヲ私へ聞イテ居リマスガ、金華山軌道ハ、女川國有鐵道ノ開設ニ依リマシテ、全ク營業不可能ノ狀態ニ陥リ、遂ニ營業廢止ノ許可ヲ受クルニ至ツタノデアリマス、朝倉軌道會社モ同様ノ

狀態ニ在ルヤウデアリマスガ、是等ノ軌道會社ニ對シテノ補償ハ、現金ヲ以テ支拂ハレルノデアリマセウカ、全部公債ニ依ルノデアリマセウカ、其ノ一點ヲ御伺致シタイ

又ソレ等ノ軌道會社ニ從事シテ居リマシタ所ノ從業員ノ始末ハ、如何ニ相成ルノデゴザイマセウカ、簡単にガラ此ノ二點ヲ御伺致シタイト思ヒマス

尙ホ此ノ機會ニ於キマシテ、私ハ東北方面ニ於キマスケレドモ、未ダ十分ナリト申スコトハ出來ナイ、先般來關係地方ヨリ鐵道省ニ申請促進ヲ願ツテ居リマスル、秋田縣十文字町ヨリ宮城縣鳴子驛ニ達シマスル鐵道建設ノ如キハ、經濟的ニ見マシテモ、觀光上カラ見マシテモ、軍事上カラ見マシテモ、最も重要ナル線デアルノデアリマス、若シ此ノ線が建設セラレテ居ルトスルナラバ、先般ノ木炭飢餓ノ如キハ、恐ラクナカル振興ハ、多年ノ要望デアリマスケレドモ、此ノ東北ノ振興ノ動脈ヲ成スモノハ鐵道デテ置イタノデアリマスガ、東北方面ニ於ケラズ、未ダ單線ヲ以テ運轉セラレテ、其

意願ヒマス

〔贊成々々「名議長」ト呼フ者アリ〕

○大石倫治君（續） 故ニ私ハ此ノ機會ニ於キマシテ、東北方面ニ於ケル交通ヲ完備スルコトガ、國策ニ應ズル物資ノ配給等ヲ圓





恩給法第七十二條第三項ノ改正規定ハ  
本法施行前戸籍届出ノ受理セラレタル

第五條 届出人ノ死亡後委託ニ基キ爲サ

レタル戸籍届出ガ其ノ受理セラレタル  
後他ノ法令ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ

確認ヲ經タル場合ニ限リ届出人死亡ノ  
時ニ随リ其ノ届出アリタルモノト看做

時、二三九、其ノ屬に於けるハシナガノ  
サルモノナル場合ニ於テハ恩給法第  
一二二条第三項、文三規定、適用シ叶

七十二條第三項ノ改正規定ノ適用ニ付テハ同項中届出人ノ死亡後二年内ニ受

理セラレタルトキトアルハ當該法令ノ施行後二年内ニ確認ノ裁判ノ確定シタ

ルトキトシ恩給法第七十四條ノ二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中戸籍届

出ノ受理ノ日トアルハ確認ノ裁判確定ノ日トス

届出人ノ生存中郵送シタル戸籍ノ届書  
ガ届出人、死亡後本去施行前受理、ミラ

九月廿八日ノハ列亡後本法施行前受理セテ  
レタル場合ニ於テハ恩給法第七十四條  
二二、貰

ノ二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項  
中戸籍届出ノ受理ノ日トアルハ本法施

第六條 恩給法第五條ニ規定スル期間ハ  
行ノ日トス

前條第一項ノ規定ノ適用セラルル場合  
ニ於ケル扶助料及一時扶助料ニ付テハ

確認ノ裁判確定ノ日ヨリ、同條第二項  
規定ノ適用カラレレ場合ニシテレ夫

助料及一時扶助料ニ付テハ本法施行ノ  
規定ノ適用セラル場合ニ於ケル扶

日ヨリ進行ス

本法施行前ニ死亡シ戸籍届出ガ本法施行後ニ受取セラル場合ニ於テハ之ヲ定期スル期間ニ依ル  
前項ニ規定スル期間ガ第五條ニ規定スル期間ト異ナル場合ニ於テハ第五條ニ規定スル期間ニ依ル  
〔政府委員廣瀬久忠君登壇〕  
○政府委員(廣瀬久忠君)此ノ度提案シマ  
シタ恩給法中改正法律案ニ付テ提案理由ヲ  
申上ゲマス  
改正ノ主ナ點ハ三ツアリマス、其ノ第一  
ハ現行法ノ加算年ノ規定ノ改正デアリマス、  
即チ恩給法ニ規定シテ居リマス戰地外戦務  
加算、外國鎮戍加算及ビ外地ノ在勤加算ノ  
加算年ノ割合ハ、今日ノ事情ヨリ致シマシ  
テ、必ズシモ適當デナイト考ヘラレマスノ  
デ、是等ノ加算年ノ割合ハ、之ヲ或ル程度  
低減スルコトト致シマシタ、又一方各般ノ  
情勢ノ推移ニ伴ヒマシテ、新シイ加算ヲ設  
ケル必要モアリマシテ、満洲國ノ國境警備  
加算及ビ戰車加算ヲ設ケルコトニ致シマシ  
タ  
改正ノ第二ノ點ハ普通恩給ノ停止デアリ  
マス、是ハ現行法デハ四十歳未滿ノ者ノ恩  
給ヲ、一部停止スルコトニナツテ居リマス  
ガ、今回ハ三十歳未滿ノ若年者ニ對シ、其  
マシテハ、現在デモ或ル程度恩給ヲ停止シ  
テ居ルノデアリマスガ、今回ハ其ノ範圍ヲ  
擴張スルト共ニ、其ノ停止ノ割合ヲ増加致

改正第三ノ點ハ、扶助料ヲ受ケマス遠族ノ範圍ヲ擴張シタコトデアリマス、現在デハ公務員ノ死亡當時、是ト同一戸籍内ニ居ラナイ者ハ、假令公務員ノ死亡後入籍シマスガシテモ、遺族ト認メナインデアリマスガ、今回別途御協賛ヲ御願シテ居リマス特別注デ、委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ノ效力ガ認メラマスコトニナリマスノデ、恩給デモ斯様ナ者ヲ一定ノ條件デ遺族トシテ取扱フコトガ、銃後施設トシテ肝要デアルト信ジマシテ、之ニ伴フ必要ナ改正ヲ致スコトニシタノデアリマス、之ニ依リマシテ公務員死亡後入籍シマシタ妻ヤ子、即チ從來問題トナリマシタ者ハ、大體救濟サレルト考ヘルノデアリマス

以上ノ諸點ノ外、恩給法ノ規定整理等ノ爲ニ、二三點恩給法中ノ改正ヲ要スルコトナツタノデアリマス、以上ガ本案ヲ提出スルニ至リマシタ理由デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ御願致ス第デゴザイマス

○議長（小山松壽君） 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——川崎巳之太郎君登壇）  
（川崎巳之太郎君登壇）

○川崎巳之太郎君 只今上程セラレマシタトデ、本會議デスペキヨコトデナイト考ヘテ居リマスノデ、其ノ節々ニ瓦ツテ御尋スルコトハ、委員會其ノ他別ノ機會デスベキヨコトデ、本會議デスペキヨコトデナイト考ヘテ居リマス、ソコデ細カイ問題ヲ避ケマシテ本會議ニ於テ提案ヲセラレタル内閣ニ向ツ

テ御尋シタイノハ、極メテ粗ツボイ大筋ノ  
二點ダケヲ御伺シタイト思フノデアリマ  
ス、ソレハ特ニエライ新發明ノ問題ヲ考ヘ  
テ居ルノデモ何デモゴザイマセヌ、世間ノ  
常識ニアリ觸レタ、當局者ガ恩給ヲ改正ス  
ベキ時ニハ、斯様ナモノニスベキモノダト  
言ツテ、殆ド輿論ニナツテ居ル問題ガアル  
ノデス、ソレノ組込ミ方ガナイヤウニ拜見  
致シマスノデ、ソレヲ一ツ御伺致シマス  
第一ノ點ハ、細カシイ條文ハ姑ク措キマ  
シテ、今社會通念トナツテ居リマスノハ、  
恩給ヲ與ヘル年齢方餘リ早過ギル、若隱居  
ヲ作り過ギル、是ガ世間中デ評判ヲシテ居  
ル問題デゴザイマス、勿論國家ノ功勞者ニ  
恩給ヲ與ヘテ、老後ヲ安全ニ保障スルト云  
取ツテ、文官タルト武官タルト、或ハ其ノ  
外ノ公務員タルトヲ問ハズ、功勞アル者ニ  
恩給ヲ與ヘテ、老後ヲ安全ニ保障スルト云  
フコトハ、國家トシテ必要ナコトデゴザイ  
マス、併シナガラソレハ老後ニ限ル、若年  
寄ヲ持ヘルト云フ意味デハ決シテナイノデ  
ゴザイマス、ソコデ若クトモ永年骨ヲ折  
ツタ者ハ恩給ヲ與ヘテモ宜イデヤナイン  
カ、斯ウ云フ御説モアリマセウケレドモ、  
私ハ金ヲ吝ム爲ニソレヲ言フノデハナ  
ク、折角文官ナリ武官ナリ、或ハ之ニ準  
ズル公務員ニ就テ、業務ヲヤツト覺エ掛  
ケテ、是カラ練達シテ、其ノ業務ニ漸ク  
耐ヘルト云フ者ヲ、恩給法ノ爲ニ恩給ガ掛  
ルヤウニナツタカラ自發的ニ退職スル、若  
クハモウオ前ハ辭メテ後進ノ爲ニ道ヲ開  
ケ、斯様ナコトデドン(辭メタリ)、若ク  
ハ辭メサセタリスル、其ノ弊害ヲ當局ハ何

ト御覽ニナルカ存ジマセヌガ、實ニ是ハ堪  
ヘナイモノガアルノデス、只今ノ恩給法ニ  
依ルマスト、段々ト年限ガ延ビマシタケレ  
ドモ、在職十七年以上ノ者ハ、是レ～ノ  
普通恩給ヲ給與ス、斯ウゴザイマス、ソレ  
カラ下士官デ、是レ～ノ滿十二年以上勤  
續シタ者ハ、是レ～ト云フコトニナツテ  
居リマス、其ノ他戰地ニ勤務シ、或ハ朝鮮  
ノ國境ノ警備ニ任ジ、或ハ「ソ」滿國境ノ警  
備ニ任ズル者ハ、警察官タルト何タルヲ問  
ハズ、大層年限ヲ早メルヤウニナツテ居リ  
マス、デゴザイマスカラ、十二年ト申シマ  
テモ、十二年經タナイ者ガアルノデゴザ  
イマス、二十歳カラ十二年デハ三十二歳ダ  
シ、二十五歳カラ十二年ニスレバ三十七歳  
デゴザイマス、三十七歳ハ世間ニ立ツテカ  
ラ、其ノ事務ニ漸ク慣レ、ソコデ技術ヲ發  
才デハ駄目デス、學校駈出シノ者デハ迷惑  
揮スベキ所デゴザイマス、殊ニ判檢事ノ如  
キ複雜ナル世ノ中ノ事務ヲ裁ク者ハ、青二  
才デハ駄目デス、學校駈出シノ者デハ迷惑  
千萬デアリマス、其ノ非常識ノ爲ニ社會ガ  
非常ニ害ヲ蒙ル、ソコデ三十歳、四十歳ニ  
ナツテ漸ク明ルクナツテ來タノニ、退ケバ  
恩給ガ入ルト云フコトデハ、折角國家ノ力  
ヲ以テ、一人ノ學生ニ對シテ國家ガ二百萬  
圓モ年ニ負擔ヲシ、大學ヲ卒業ヲサセ、高  
マツテハ、實ニ人物不經濟是ヨリ甚シイモ  
ノハナイト思フノデゴザイマス、ソコデ國  
家總動員トカ、何ヤテ彼ニヤラ非常ニ計畫  
ヲスル此ノ時節ニ際シマシテ、人物經濟ノ

意味カラ、恩給ニアリツク年限ヲ二年ナリ、三年ナリ、出來レバ五年ナリ、モウ少シ先ヘ延バ思意思ハナイカ、此ノ點ヲ第一ニ御伺シタイノデゴザイマス、小學教員モ何モノンナ左様デゴザイマス、殊ニ小學教員ノ如キハ四十歳ヲ越エタ頃ガ、其ノ土地ノ形勢ニモ通シテ來、自分デ子供モ產ンデ、小學生若クハ中學生ニ育テ見テ、初メテ教育者タル完全ナル資格ヲ體驗上カラ得テ來ル、其ノ頃ニナルト悉ク恩給ヲ貰ツテ若隱居ヲサセラレル、若クハ爲シ得ル年限ニ達スルト云フノハ、教育ヲ盛ニスル點カラ考ヘテモ、甚ダ國家ニ取ツテ勿體ナイ話デアルト思ヒマス、當局ハ此ノ點ニ付テ如何ニ御考デアルカヲ、第一ニ伺ヒタイノデゴザイマス

之ニ付テハ慎重ナル御考慮ヲ願ハナケレバ  
ナラヌノデゴザイマスル、茲ニ私ガ實例ト  
シテ申上ゲタインノハ、軍隊ノ囑託デアリマ  
ス、所謂軍屬ト稱スルモノデゴザイマス、  
戰ヲスルニハ、我ガ忠勇ナル將軍及ビ兵卒  
ガ共ニ勵イテ戰ヲスルノデゴザイマスガ、  
ソレバカリデハ戰ハ出來テ居ナイ、現ニ戰  
地ヘ行ツテ御覽ナサイ、通譯ガ澤山居リマ  
ス、宣撫班ガ澤山居リマス、新聞記者ガ澤  
山居リマス、「カメラマン」ガ澤山居ルノデス、  
是ガ相倚リ相扶ケテ居ル、其ノ他ニモ  
色々アリマセウ、從軍僧モ居リマセウ、是  
デヤウノ戦ヲシテ居ル、忠勇ナ將兵ガ非  
常ニ獻身的ノ精神デ戰ヲセラレル其ノ事、  
其ノ手柄、其ノ骨折ハ感謝ニ堪ヘタインノデ、  
其ノ手柄ヲ割引シヨウトスルモノデハ決シ  
テナイケレドモ、實際ノ問題トシテ、是等  
ニ附屬シテ居ル所謂軍屬ガ居ナケレバ、二  
進モ三進モ行カナイノデゴザイマス、此ノ  
軍屬待遇法ニ於テ、今マデハ甚ダ不行屆  
ノアルコトヲ、遺憾ナガラ感ゼザルヲ得ナ  
イ、殊ニ茲ニ申上ゲタインノハ、「シベリヤ」出  
兵ノ際、大正三年カラ八九年頃マデ、數箇  
年掛ツテ行ハレタ日本ノ大キナ軍事行動ニ  
於テ、其ノ頃露西亞語ノ分ル人ガ要ツタ、  
所ガ内地ニ於テ露西亞語ヲ學ブ者ハ、英語、  
佛蘭西語、獨逸語等ヲ學ブ者ヨリモ非常ニ  
少イ、軍隊ノ大勢ヲ動カスニ必要ナモノト  
シテハ、餘リニ少ナ過ギル程露西亞語ノ通  
譯ガ少カツタ、茲ニ秋田縣ノ方デ、北洋漁  
業ニ從ウテ居ツタ瀬谷和一ト云フ方ガ居リ  
マス、此ノ人ハ浦鹽方面ニ出掛ケテ、其ノ

事情モ分リ、且ツ露語ニ通ジテ居ルト云  
カド、是ハ良イ通譯ダト云フノデ、他ノ何  
百人力採用スル通譯ト共ニ此ノ人ヲ連レテ  
行ツタ、アチラニ著イタノガ大正七年ノ十  
一月、極ク寒イ時分ニ著イタ、「チタ」方面ノ  
軍司令部ヘ此ノ人ヲ連レテ行ツタ、サウシテ  
通譯ヲサセタ、又其ノ頃非常ニ輜遠シタル  
事務ノ一切合合ニ付テ、其ノ司令部デハ瀬  
谷ダケニサセタ、ドウ云フコトガアルト云  
フト、荷物ヲ検査ガアル、出ル汽車、入ル  
汽車、ソレノ人間ヲ検査スル、又荷物ヲ檢  
査スル、ソレカラ民家、或ハ個人ト占領軍  
トノ間ニ色々問題ガ起ル、サウスルト一々  
此ノ人ヲ連レテ行ツテ通譯ヲサセテ居ル内  
ニ、角膜炎ヲ患ウテ眼ガ痛ンデ堪ラナクナ  
ツタ、ケレドモ、休暇ヲ與ヘナイ、與ヘタ  
イノデハゴザイマシタラウケレドモ、與ヘ  
ル餘裕ガ其ノ當時ニ於テナイ、益、惡クナ  
ツテ仕様ガナイカラ、陸軍ノ病院ヘ體ヲ擔  
ギ込シング、其ノ處へ殆ド無理押シヲスルヤ  
ウニ、色々手紙ヲ持ツテ行ツテ、是ハドウ  
云フ文句ダ、是ハ一方デモ宜イカラ、片側  
ダケデモ宜イカラ讀ンデ呉レ、鉛筆デモ  
書イテ呉レ、斯ウ云フヤウニ寢テ居ル處ニ  
マデ、殆ド強制的ニ事務ヲ御依頼ニナツタ、  
サウシテ居ル中ニ其ノ目ガ潰レテシマツク、  
一眼ガ潰レテシマツクノデ、ドウモ困ルカ  
ラト云フノデ内地ヘ後送サセテ、内地ノ陸  
軍病院デソレヲ療養サセタ、ケレドモ片方  
ツテ居ル部隊長ノ御命令デ再ビ「シベリヤ」ニ

派遣軍第三兵站司令官陸軍歩兵大佐佐々木榮次郎ト云フ部隊長初メ四人ノ部隊長ガ、其ノ事實ヲ證明シテゴザル其ノ長イ證明書タモノモ此處ニアルノデアリマス、其ノ證明書ノ中ニハ、此ノ場合ニ瀬谷通譯ナカリセバ、此ノ大事ナ吾々ノ任務ガ完全ニ運ビ得タカ分ラナイト云フ言葉ガ、此ノ證明書ノ中ニアル、其ノ派遣軍ニ取ツテノ恩人デゴザイマス、然ル中ニ其ノ片側ノ眼モ潰レテシマウテ、サア盲ニナツタ、用ガナイト捨テタ譯モアリマスマイガ、除隊ニナツタラシノデス、爾來茲ニ二十年間、其ノ通譯ハ恩給モ何モ受ケナイデ、病妻ヲ携ヘテ——其ノ病妻ハ昨今ニ於テハ臍囊炎（アブセイ）デ大分重態ニ陥ツテ居ル、兩眼ガ潰レテ家ノ中ヲ歩クニモ手ヲ取ラナケレバ歩ケナイ、陸軍カラ立派ナ證明書ハ附イテ居ル、ソコデ洵ニ困ルカラ、恩給法カ若クハ他ノ方法カデ、何トカシテ戴ケ・マイカト云フ哀訴歎願ニ陸軍當局ニ出マシタ所ガ、茲ニ陸軍當局ガ返事ヲシタ手紙ガゴザイマス、昭和七年六月十八日ノ其ノ手紙ノ終リノ方ニ曰ク「前述ノ如キ事由ニテ恩給的給與ハ現行制度上全然其ノ途無之候ニ付目下別途ノ方策ニ依リ御慰恤方折角考究中ニ有之候間御承知相成度候右不取敷御返事申上置候」トアル、斯ウ云フ御返事ガ、陸軍省人事局恩賞課ノ名前デ、瀬谷和二ニ宛テタ昭和七

ラウト思ツテ、其ノ一家眷族ハ待ツテ／＼  
ス、ソコデ陸軍ガ其ノ證明書ヲ信ジテ、左  
様ナ事實ヲ認メテ、善意ノ考慮ヲ加ヘルダ  
八年ノ間ニ八日清戰爭ハ二年、日露戰爭ハ  
二年、今度ノ日支事變ハ二年半、之ヲ殘ラ  
ズ合セテシマウテ、尙ホ餘リアル程ノ歲月  
ガアルノデス、此ノ一個人ヲ救フコトが出  
來ナイデ見殺シニシテ、此ノ八年間放ツテ  
置イタノハ、陸軍省ノ人事局デゴザイマス  
(拍手)ソコデ何故ニ恩賞ニ掛ラナイカト申  
シマスルト、當局ノ説明ニ曰ク、是ハ大正  
十二年十月一日以後恩給法ヲ施行スルノダ  
カラ、オ前ハ其ノ前ニ辭ヌタノダカラ入ラ  
ナイ、斯ウ云フ話デス、ケレドモ、立法ハ  
ソコニ實體ガアツテ、ソレヲ對象トシテ作  
ルノデアラウ、誰ノ爲ニ恩給法ヲ作ルカト  
云ヘバ、アノ數年間數億ノ國帑ヲ費シテ、  
數万若クハ十數万ノ我ガ兵勇ガ、アノ廣イ  
「シベリヤ」ノ曠野ニ轉戰致シタノデアツテ、  
其ノ兵勇ノ爲ニ恩給其ノ他ノ手當ヲ考ヘル  
ノハ、是ハ當然デアル、ケレドモ將兵ニ附  
屬シテ、將兵ガ此ノ人ガナクテハ、私等ノ  
仕事ハ出來ナカツタトシテ、證明スル者ノ  
恩給ヲ放ツテ置クト云フコトハ何事デアル、  
是ハ陸軍當局ニ私ハ聽キタインデアリマス  
(拍手)ソコデ其ノ時ノ方ガ、例ヘバ少佐カ  
大佐デ居ラツシヤツタナラバ、今満足デ普  
テ居ラツシヤルデセウ、恩賞課長モ多分モ  
ウ將官位ニナツテ居ラツシヤル頃デハナイ

ラ、勳功ヲ立テ昇進ヲシテ居ルト思フ、  
コンナ手紙ヲ御出シニナツテモ、俺等へ出世  
シテシマヘバ、オ前等へ困ラウガ知ラスト  
言フノガ、陸軍ノヤリ方デアルカノヤウニ  
誤解サレテハ、大變ダト思フケレドモ、八年越  
シ考ヘテ一人ノ人間——證明ノアル者ヲ、  
ドノ方法デモ救フコトガ出來ナイト云フコ  
トハ、法ノ不備カ、ソレヲ運用スル者ノ手落  
カ、或ハ人事局ノ代々ノ方ノ不誠意ノ致ス  
所デナイカト、世間ノ人が疑ツテ怨シデ  
モ仕様ガアルマイト思フガ、如何ナモノデア  
リマセウカ(拍手)ソコデ左様ナル——丁度  
今ノ状態デ見マスルト、ナニ餚ヲ鍋ノ中ヘ  
入レタノダ、酒モ入レテ下カラ瓦斯ガブツ  
ブツボレルカラ、ジタバタシテモ今ニ死  
ンデシマフダラウ、斯ウ云フコトハ民間ニ  
ヨクアル話デゴザイマスガ、殊ニ大正十二  
年前ノ恩給位ハ、アツタ所ガ知レタモノダ  
ラウ、其ノ中ニハ大抵死ンデシマウテ、文  
句ヲ言フ奴モナクナルダラウト、餚同様ニ  
思ツテ居ラレルモノトハ決シテ思ヒマセヌ  
ケレドモ、左様ナ感ヲ國民ニ興ヘルノハ、  
此ノ事實ヲ解決シナケレバイカヌノデハナ  
イカト私ハ思ヒマス(ヒヤ／＼)拍手)デゴ  
ザイマスルカラ、左様ナ實際話ニナラナイ所  
ノ問題ヲ突付ケラレテ——ソレガ議員ノ所  
ヘ手紙ヲ出シテ、爾來二十年病妻ヲ擁シテ  
死ニモ勝ル悲慘ナ生活ヲ送ツテ、斯ク／＼  
ト云フ手紙ヲ突付ケラレタ、吾々ハ勘定拂

ニ旅行シタヤウナ感ジガスルノデゴザイマス、斯様ナ手紙ヲ突付ケラレテハ、是ハ聖代ノ御世ニ於テ甚ダ遺憾グト思ヒマスルシ、只今ハ内閣ガ國民ニ呼掛けテ、國民ノ總協力ヲ求メル時代デアリマスルシ、殊ニ我ガ陸軍八百万カ二百万カ知レマセヌガ、殆ド全國ノ津々浦々カラ兵勇ヲ召出シテ居ツテ、其ノ心ノ底カラノ同情ト感激トヲ負ウテ、サウシテ聖戰ヲ進ヌテ行クト云フノデアルカラ、内ヲ顧レバコンナ穴グラケノモノヲ捨ヘテ放ツテ置イテ、サア先ノ方へ行カウト云フノハ、是ハ甚ダ困ルノデハナイカト思ヒマス（拍手）

明徴ノ御好キデアル内閣デアリマスルノデ、  
私ハ明治元年三月十四日五箇條ノ御誓文ノ  
アリマシタ時ニ、明治天皇ノ賜ヒマシタ  
御勅語ノ一節ヲ茲ニ捧讀シタイト思ヒマ  
ス、「今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆  
一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ」  
云々ト云フ、勿體ナイ御言葉ヲ賜ツタノデ  
ゴザイマス、天下一人デモデハナイ、打漏ラ  
サレタ何十人、何百人ト云フ人ガ處ヲ得テ  
居ナイデ、コンナ風ニ叫ンデ居ル、ソレヲ  
公沙汰ニシテ、尊イ所マデ御聽エ申スト云  
フヤウナコトニナツテハ、洵ニ私共ハ相濟  
マヌコトダト思ヒマス、「皆朕カ罪ナレ  
ハ」ト云フ御言葉ガアルノデゴザイマス、  
ソコデ其ノ先ニ参リマスルト、「朕自身  
骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖  
ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始  
テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサ  
ルヘシ」斯ウ結ンデ居ラツシャル、サウス  
ルト「天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆  
セ給ヒシ蹤ヲ履ミ」古列祖ガ皆斯ウデア  
ノ御發明デアツタトハ、明治天皇ニハ仰シ  
ヤツテ居ラレナインデス、「古列祖ノ盡サ  
ルト以前ノ御先祖ノコトデス、ソレカラ  
後モ皇室ハ大體其ノ思召デアルダラウト思  
フノデス、之ヲ否認スルナリ、此ノ意味ヲ  
ツタト仰シヤルノデス、列祖ト云フノハ、  
ズット以前ノ御先祖ノコトデス、ソレカラ  
テハ左様ナコトハ決シテゴザイマスマイ

ト察シテ居ル者デゴザイマス、デゴザイマス  
カラ、「一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 肪ガ罪  
ナレハ」ト云フ勿體ナイ御言葉ヲ、上御  
一人ヨリ承ルト云フ、畏多イコトヲ敢テセ  
ズ——一人ドコロデナク、五百人モ八百人  
モ其ノ處ヲ得ザル者ヲ、其ノ儘抛ツテ置ク  
ノハ、何事デアルカト存ジマスノデ、何ト  
カ其ノ適用範圍ヲ廣メテ、アナタ方ガ机ノ  
上デ鉛筆デ少シ書ケバ、ドウカナルコトデ  
ゴザイマスルカラ(笑聲)ドウカ此ノ汚政ヲ  
刷新スル誠意ガ、此ノ興亞ノ大事業ヲ背負  
ツテ立ツ内閣ノ諸公ニアルカドウカ、此ノ  
點ヲ一ツ御答頼ヒタイト思フノデアリマス、  
私ノ演説ハ是デ終リマス(拍手)

デアリマスル、若クテ仕事ヲ辭メ、人物經濟上國家ノ爲ニナラヌ、斯ウ云フ點ニ付キマシテハ、サウ云フヤウナ弊害ニ陥ツテハナラヌト思ヒマス、是ハ十分注意致シマシテ、ヤハリ恩給ヲ得タラ辭メルトカ、或ハ恩給ヲ得ル年齢ニナツタラ辭メサセルト云フコトノ弊害ノナイヤウニ致シマシテ、國家ノ爲ニ不利益ノナイヤウニ、人物經濟上不利益ノナイヤウニ致シタイト思ツテ居リマス

ソレカラ第二ノ問題ハ、洵ニ御氣ノ毒ナ軍ニ勤務ヲ致シテ居ツタ通譯ニ關スル御話デアリマス、恩給法ニ於キマシテハ、囁託デアルトカ、雇デアルトカ云フヤウナ身分ノ人ニ、恩給ヲ與ヘルベキモノヤ否ヤト云フコトニ付テ、從來モ屢々研究ヲ致シタノデアリマスルガ、ドウモヤハリ勤務ノ性質ガ、官吏或ハ軍人等ト自ラ違フ點ガアリマスノデ、是ハ恩給ヲ與ヘナイト云フコトニ、今以テナツテ居ル譯デアリマス、只今御話ノ軍ノ通譯ハ、洵ニ御氣ノ毒ナ事情ニアルヤウデアリマスガ、此ノ問題ニ付テハ、或ハ委員會等ニ於テ詳細ニ御話申上ゲルノガ適當カト思ヒマスガ、恩給法ノ性質上、法ノ施行前ノ人ニ對シテハ、新シイ法律ヲ適用シテ恩給ヲ與ヘルコトガ出來ナイ建前ニナツテ居リマスノデ、如何トモ致シ難イノデアリマス、併シ是ハ軍ニ於キマシテ別ノ手段、軍人援護——是ハ一般ニ今日軍人援護來得ル限りノ方法ヲ執リタイト云フコトニ相成ツテ居リマスカラ、左様御承知ヲ願ヒ

タイト思ヒマス(拍手)  
〔富吉榮二君登壇〕  
○富吉榮二君 只今上程ニナリマシタ恩給  
法中改正法律案ニ關シマシテ、二三ノ質疑  
ヲ致シタイト思フノアリマス  
既ニ御説明ニアツタ如ク、此ノ改正ハ三  
點カラ成ツテ居ル、即チ外地ニ勤務致シテ  
居リマスル恩給ノ加算率ノ縮減、第二ハ、  
高級所得者及ビ若年受恩給者ノ恩給ノ一部  
停止ノ範圍ヲ擴大スル、第三ハ、内縁ノ妻  
ニ遺族扶助料ヲ認メテヤル、此ノ三點ニ要  
約サレルト思フノアリマス、申スマデモ  
一ナク時局ハ極メテ重大デゴザイマス、國民  
ノ一部ノ所謂殷賑産業ニ從事致シマスル資  
本家ヲ除キマシテハ、國民ノ悉クガソレレ  
相當ノ犠牲ヲ拂ツテ居ルノデゴザイマス、  
此ノ場合ニ於キマシテ、官吏モ亦ソレ相當  
ノ犠牲ヲ忍ンデ貰ハナケレバナラヌト思フ  
ノデアリマス、忍ンデ貰ハナケレバナラヌ  
コトハ申スマデモナイノデアリマスルガ、  
今日ノ官吏、殊ニ下級官吏ニ對スル今日ノ  
待遇ハ、必ズシモ相當シテ居ルトハ思ハレ  
マセヌ、非常ニ薄給デアルトカ、待遇ガ劣  
惡デアルトカ云フコトハ世間屢聞ク所ノ  
事實デアリマス、然ルニ此ノ薄給ニ甘ンジ  
テ實ニ能ク効キマスル所以ノモノハ、固ヨ  
リ所謂國家ノ中堅タルヲ以テ自ラ任ズル所  
ノ吏道ニ徹シテ居ルカラデアルコトハ言フ  
モノニハ恩給制度ガナイガ、官公吏ニハソ  
マデモアリマセヌガ、モウ一つ見逃シテナ  
レゾレノ恩給ガアル、此ノ恩給ヲ唯一ノ樂

ニニシテ サウシテ苦シイ生活ニモ而ヘテ  
居ル、私ハ斯ウ云フ點ハ見逃シテハナラナ  
イ問題デアルト思フノデアリマス、今日ノ  
有能ナル者ニ對シマシテハ、相當ノ待遇ヲ  
以テ之ヲ招カウト致シテ居リマス、現ニ警  
察官吏ノ如キハ、非常ニ辭メル者ガ多イノ  
デアリマスルガ、此ノ時此ノ際斯ウシタ改  
正ヲ、單獨ニ恩給ノ加算率ヲ縮減スルト云  
フヤウナ方法ヲ採ラレテ、果シテ外地ニ於  
ケル勤務者ニ及ボス心理的影響ハ、ドンナモ  
ノデアラウカト云フコトヲ私ハ心配スル一  
人デアル、政府ハ是ガ立案制定ニ當ツテ、  
是等ノ考慮ヲ拂ハレタカ、而シテ之ニハ何  
等ノ心配ハナイト云フ御確信ガアルノデア  
ルカ、先ヅ此ノ一點ヲ御伺致シタインデアル  
次ニ私共ノ考デバ、恩給ト云フモノハ官  
吏ノ所謂待遇デアルト思ヒマスガ、今日ノ  
行政機構全體、或ハ官吏制度ノ問題、サウ云  
フ問題ト俸給令ノ改正ト云フ問題ト關聯セ  
シメテ、私ハ恩給制度ト云フモノハ考ヘラルベ  
キモノデアツテ、恩給ソレ自體ヲ單獨ニ考ヘ  
ルコトハ、效果ヲ擧ゲ得ル所以テナイト云  
フ考ヲ持ツテ居ル、諸君、御承知ノ通リコ  
キ數年間ニ於ケル我國ノ役人ノ數ガ殖エタ  
コトハ、先刻來屢々承ツ所デアリ、吾々モ  
目撃シテ居ル事實デアリマスルガ、此ノ增  
加シタル所以ニ付テハ、私共是ハ認メテヤ  
ラナケレバナラナイト思フケレドモ、數ノ  
増加ガ必ズシモ能率ヲ擧ゲ、直チニ官廳ノ  
事務ヲ促進スル所以デナイト私ハ考ヘルノ

テアリマス。我が最優選帽ニ思シテ居リ  
マスルコトハ、日本ノ現在ノ政治ハ、事實  
ヤ現状ニ引摺ラレテ、非常ニ立遅レヲ致シ  
テ居ルコトデアル、即チ一貫セル方針ガ缺  
ケテ居ルト思フ、優秀ナル創意ト科學的ナ  
分析、研究、調查等ヲ綜合シタ企畫ニ乏シトイ  
云フコトヲ、私ハ考ヘテ居ル一人デアル、何  
等ノ用意ト準備トガナクシテ、戰爭ガ始ツ  
タカラ伊ムヲ得ナイト云フノデ、役所ヲ擴  
ゲ、人ヲ殖スノダ、統制經濟ヲヤルノダト  
云フ工合ニ、ドウモ總テガ泥縄式デアルト  
思フノデアル、而モ各省ガバラ～デアル、  
綜合性ガナイ、斯ウ云フ屋上屋ヲ重ネルガ  
如キモノデアリマシテハ、決シテ國家ノ機  
能ヲ十二分ニ發揮セシメル所以デナイト私  
ハ考ヘルノデアル、次カラ次ニ家ヲ拵ヘル  
ヤウニ、附足シヲ致シマス、アツチニ窓ヲ  
拵ヘ、コツチニ硝子ヲ嵌メル、アツチニ離  
レヲ拵ヘ、コツチニ庇ヲ掛ケルト云フヤウ  
ナヤリ方デ、終ヒニナツテ來ルト、何處ガ  
母屋ダカ、何處ガ玄關口ダカ、譯ガ分ラナ  
イコトニナリマシテ、國民ハ非常ニ戸惑ヒ  
ヲスルト思フ、丁度今ノ稅制ガ非常ニ複雜  
バナラスト云フノガ、今度ノ稅制改革デア  
リマスルガ、此ノ稅制改革ヲヤルノト同ジ  
思フ、サウシテ人間ヲ節約シテ、殘ル官吏  
ニ對シテハ相當ノ待遇ヲシテヤラナケレバ  
ナラズ、所謂行政機構ノ改革、官吏制度ノ  
改革ト云フモノト睨ミ合セテノ恩給法ノ改

正テナケレハ、昨ホツント恩給法タカラ  
正スルト云フヤウナヤリ方ハ、私共ドウモ  
效果ガ舉ラナイト考ヘルノデアルガ、政府  
ガ茲ニ唯之ヲボツント御出シニナツタ理由  
ハ、ドウモハツキリ分リマセヌ、一體此ノ  
コトニ依ツテ二百万圓ノ金ヲ節約スルト云  
フノ目的デアルカ、或ハサウ云フヤウナ  
財政上ノコトハ全然考ヘナイデオヤリニナ  
ツタノデアルカ、独ヒ所ガ何處デアルカ、  
甚ダ不徹底デハナイカ、此點ニ付テノ當局  
ノ御意向ヲ承リタイノデアル  
ソレト簡單ニ申上ゲマスルガ、此ノ勅任  
官以上ノ者デ、更ニ會社ノ重役、或ハ此ノ  
頃流行ノ國策會社ニ勤メマスル者ハ、相當  
高祿ヲ食ンデ居ルノデアリマス、ソレニ多  
額ノ恩給ヲ支給スルコトハ私ノ考カラ致シ  
マスト相當デヤナイ、其ノ就職期間中ハ恩  
給ヲ停止シテモ差支ナイト云フ考ヲ私ハ持  
ツテ居ル、今日ノ政府ハ幾分其ノ方向ニ向  
ツテ多少ノ制限ヲ設シテ居ルヤウデアル、五  
千圓ヲ四千圓ニ引下ガルトカ、サウ云フヤ  
ウナ所謂姑息チ改正ニ依ツテハ、眞ニ私ハ  
國民ノ納得ヲ得ル所以デハナイト思フノデ  
アルガ、政府ハ近ク一大決心ヲ以テ、サウ  
云フ勅任官以上ノ者ニシテ營利會社ニ勤メ  
高給ヲ食ム者ニ對シマシテハ、此ノ恩給ヲ停  
止スルト云フ考ガアルカナイカ、斯ウ云フ點  
ヲハツキリ御答ヲ願ヒタイト思フノデアル  
高給ヲ食ム者ニ對シマシテハ、此ノ恩給ヲ停  
止スルト云フ考ガアルカナイカ、斯ウ云フ點  
ヲハツキリ御答ヲ願ヒタイト思フノデアル  
次ニ私ハ此ノ場合、恩給制度ト極メテ密  
接不可分ナ關係ニアリマスル、所謂官吏制  
度ノ問題ニ付テ、當局ノ御意見ヲ承リタイ  
ト思フノデアリマス、豫メ首相ノ御出席ヲ

アリマスルガ、輔弼ノ責ニ任ジマスル厚生  
大臣モ御見エニナツテ居リマスカラ、ドウ  
カアナタノ所デハツキリ御答ガ願ヘレバ結  
構、若シ御答ガ出来ナケレバ、速記ヲ見  
テ、後デ首相カラ此ノ點ニ付テ御答辯  
ヲ願ヒタイト思フ、新聞ノ傳フル所ニ  
依リマスルト、政府ハ近ク官吏制度全般ニ  
關シテ、相當ノ改革ヲヤルト云フコトヲ御  
洩シニナツテ居リマスガ、若シ事實デアレ  
バ、私ハ此ノ内閣ニシテハ洵ニ出來過ギタ  
コトダト敬意ヲ表スル、果シテサウ云フ意  
圖ガアルカ、或ハサウ云フコトヲ相當考慮  
シテ、本議會ニ提出シ得ル運ビニナリ得ル  
カ、マダ此處デ別ニ此ノ案ガドウ斯ウト云  
フコトハ發表ハ出來マイガ、少クトモ提案  
スルカシナイカ、斯ウ云フ點ニ付テ御洩シ  
ガ願ヘレバ結果ダト思フ、新聞ノコトデア  
リマスカラ、本當カ嘘カハ分リマセヌガ、  
此ノ改正ノ要綱ノ内容ハ、高等試験令ノ改  
正、或ハ文官任用令ノ改正、官等俸給令ノ  
改正、滿洲國へ出向スル官吏ノ身分取扱、  
各省竝ニ日滿支ヲ通ズル人事ノ交流、内閣  
ニ人事局ヲ設置スルコト、是ハ何レモ喫緊  
且ツ必要ナ問題ニ一應ハ私ハ觸レテ居ルト  
思フノデアリマス、併シナガラ物ハ肚ガナ  
イトヤレマセヌ、何カ事ヲヤラウトシテ、  
下ノ方ガザワ／＼ザワツイタカラト云フノ  
デ、直グ取止メテシマフヤウナコトデハ、  
逆モ解決ハ付キマセヌ、其ノ點ハツキリ肚

ノ中ニ入レテ、斯ウ云フ改革ニ御進ミガ願ヒタイト思フノデアリマス、是ニ於テ私ハ當局ガ案ヲ御作りニナル参考ノ一助トシテ、私共ノ考ヘテ居ル點ガアリマスカラ此ノ點ニ少シク觸レテ見タイト思フノデアリマス、抑々日本ノ現在ノ官吏制度ト申シマスト、官等ト云フモノト俸給ト云フモノトガ並行シテ居ル、詰リ官等ガ高クナラナケレバ俸給ガ上ラナイ、斯ウ云フ仕組ニナツテ居ル、成程是ハ一面ノ理窟ハアリマスケレドモ、實際上ノ問題トシテ、其ノ爲ニ官吏ノ能率ヲ阻害シテ居ル事實ヲ、餘リニ多ク知り過ぎテ居ルノデアリマス、御承知ノ通り官吏ト云ヒマシテモ、親任官アリ、勅任官モアリ、奏任官、判任官、斯ウ云フヤウニゴザイマスガ、今日ノ此ノ判任官以下ノ生活ニ至リマシテハ、洵ニ慘メナモノガ多イノデアリマス、是ハ少シク目ヲ開イテ實情ヲ御覽ニナレバ、政府ノ高位高官ノ諸君ノ御使ヒニナツテ居ルオ役所ニ、非常ニサウ

此ノ農林省ノ中モ、營林署ナント云フ所申シマシタガ、司法省ノ關係ト、ソレカラニ司法省ノ關係、先程ノ行政法ノ改革デモニ司法省ノ關係、先程ノ行政法ノ改革デモカラ宜シウゴザイマスケレドモ、地方、殊産課長、學務課長ニナリ、矢鱈飛歩イテ居餘リ今マデ大臣ガ威張レナカツタ農林省、此ノ農林省ノ中モ、營林署ナント云フ所申シマシタガ、司法省ノ關係ト、ソレカラニ司法省ノ關係、先程ノ行政法ノ改革デモカラ宜シウゴザイマスケレドモ、地方、殊産課長、學務課長ニナリ、矢鱈飛歩イテ居餘リ今マデ大臣ガ威張レナカツタ農林省、

俸給ト云ツタラ實際成ツテハ居ナイ、ドンナニ生レガ良クテ頭ガ良イ者デモ、殆ド呼

吸作用ヲ營ムニ足ルダケデ、酸素ヲ吸入シテ炭酸瓦斯ヲ吐出スダケデハ、進歩モ發達モ向上モアリマセス、終ヒニハ馬鹿ニナツ

モ申シマツテ、唯恩給ノ額ヲ數ヘルダケニナツテシマフ、所デ今日ノ役所ト云フモノハ、

サウ申シテハ、甚ダ何デアリマスガ、高等官ノ力ニ負フヨリモ、此ノ判任官諸君ガ殆ド官廳ノ仕事ノ中堅ニナツテ居リマス（拍手）此ノ判任官諸君ハ政府委員室ニモ出ラ

レナイデ、書類ヲ本省カラ持ツテ來テ、課長ガ手下ノ簽辯ヲシナイヤウニ、大臣ガ間違ヒラ起サナイヤウニト云ツテ、吾々ノ所

ニドウ云フ質問ヲ誰ガスルカト云フコトヲ

聽キニ來テ、サウシテ簽辯ノ資料ヲ持ヘル、

此ノ屬諸君ト云フ者ハ、實ニ能ク働イテ居リマス、ソレガ一級俸ニナリマストト百五十

圓、二級俸ニ百三十五圓、此ノ中當分何ト

カト云フノガ附イテ居リマスガ、殆ド二十一年孜々營々トシテ四級俸ノ百圓ニモ及バナ

イト云フノガ、今日ノ實情デゴザイマス、

ソコデ高等官ノ方ニ至リマスト、私共ハ知

行クト云フ工合ニスル、俸給ノ方ハドウスル

等カ三十五等位カラ始メテ行ク、成績ノ良

リマス、アアデナシニ、良イ者ハグンヽ

カト云フノガ附イテ居リマスガ、殆ド二十一年孜々營々トシテ四級俸ノ百圓ニモ及バナ

イト云フノガ、今日ノ實情デゴザイマス、

ソコデ高等官ノ方ニ至リマスト、私共ハ知

行クト云フ工合ニスル、俸給ノ方ハドウスル

等カ三十五等位カラ始メテ行ク、成績ノ良

リマス、アアデナシニ、良イ者ハグンヽ

カト云フト、俸給ノ方ハ百等、二百等デモ

モウーツ看逃シテナラヌコトハ、ドウモ  
技術官ノ待遇ガ著シク惠マレテ居ラナイト  
思フノデアリマス、是ハ何モ技師ヤ技手諸  
君カラ頼マレタノデハアリマセヌ、私ハチヤ  
ント日常ノ生活ニ於テ彼等ノ生活ヲ見テ居  
リマスルガ、ドウモ重要ナ「ボスト」ニハ現在  
ノ法科萬能、之ニ付テ政府ハ相當改革ヲシ  
サウナ風ヲ仄カシテ居リマスルガ、遺憾ナガラ  
ニ付テハ十分考慮ヲシテ戴カナケレバイケ  
ナイ、今日獨逸ニ致シマシテモ、或ハ例ヲ  
引クト兎角嫌ハレマスケレドモ、「ソビエ  
ト」露西亞ニ致シマシテモ、技術官ト云フ  
モノヲ非常ニ重視致シテ居リマスル國柄ニ  
於キマシテハ、產業ノ發達目覺シキモノガ  
アルト云フコトヲ御考ニナリマスナラバ、  
強チ法科ヲ出タ者ダケガ立案スルカラト云  
フ意味ニ於テ、技術官ヲ差別シ若クハ低位  
ニ置カシメルト云フコトハ、不都合千萬デ  
アルト考ヘルノデアリマス、此ノ技術官優  
遇問題ニ對シテ政府ハドウ御考ニナルカ  
モウーツ御伺致シタイコトハ身分保障令ヲ  
ノ問題デアリマス、是ハ成程身分保障令ヲ  
御作リユナツタ時ノ事情ハ私能ク分ル、是  
ハ無理ハナカツタト思フケレドモ、制度ト  
云フモノハ時代ト共ニ變ツテ行カナイト、  
却テ害ヲ爲ス場合ガアル、十五ノ時ニ作ツ  
日本ノ一切ノ政治、經濟、社會全般ニ亘ツ  
タ着物ノ縞柄ユキ丈ガ好クテモ、三十二ナ  
ツタ者ニハ是ハ着セラレナイ(拍手)兎ニ角  
日本ノ一切ノ政治、經濟、社會全般ニ亘ツ  
テ、著シタ好ムト好マザルニ拘ラズ、變ツテ  
居リマス今日ニ於テ、依然トシテ斯ノ如キ  
法律ヲ存在セシメテ、官吏ノミカ偷安ヲ貪

幸是ヨリ甚シキモノハナイト思フ、今日何  
モ其ノ故バカリデハアリマスマイガ、官僚ノ  
ノ法科萬能、之ニ付テ政府ハ相當改革ヲシ  
サウナ風ヲ仄カシテ居リマスルガ、遺憾ナガラ  
ニ付テハ十分考慮ヲシテ戴カナケレバイケ  
ナイ、今日獨逸ニ致シマシテモ、或ハ例ヲ  
引クト兎角嫌ハレマスケレドモ、「ソビエ  
ト」露西亞ニ致シマシテモ、技術官ト云フ  
モノヲ非常ニ重視致シテ居リマスル國柄ニ  
於キマシテハ、產業ノ發達目覺シキモノガ  
アルト云フコトヲ御考ニナリマスナラバ、  
強チ法科ヲ出タ者ダケガ立案スルカラト云  
フ意味ニ於テ、技術官ヲ差別シ若クハ低位  
ニ置カシメルト云フコトハ、不都合千萬デ  
アルト考ヘルノデアリマス、此ノ技術官優  
遇問題ニ對シテ政府ハドウ御考ニナルカ  
モウーツ御伺致シタイコトハ身分保障令ヲ  
ノ問題デアリマス、是ハ成程身分保障令ヲ  
御作リユナツタ時ノ事情ハ私能ク分ル、是  
ハ無理ハナカツタト思フケレドモ、制度ト  
云フモノハ時代ト共ニ變ツテ行カナイト、  
却テ害ヲ爲ス場合ガアル、十五ノ時ニ作ツ  
日本ノ一切ノ政治、經濟、社會全般ニ亘ツ  
タ着物ノ縞柄ユキ丈ガ好クテモ、三十二ナ  
ツタ者ニハ是ハ着セラレナイ(拍手)兎ニ角  
日本ノ一切ノ政治、經濟、社會全般ニ亘ツ  
テ、著シタ好ムト好マザルニ拘ラズ、變ツテ  
居リマス今日ニ於テ、依然トシテ斯ノ如キ  
法律ヲ存在セシメテ、官吏ノミカ偷安ヲ貪

ルガ如キコトアリトスルナラバ、國家ノ不  
幸是ヨリ甚シキモノハナイト思フ、今日何  
モ其ノ故バカリデハアリマスマイガ、官僚  
ノ法科萬能、之ニ付テ政府ハ相當改革ヲシ  
サウナ風ヲ仄カシテ居リマスルガ、遺憾ナガラ  
ニ付テハ十分考慮ヲシテ戴カナケレバイケ  
ナイ、今日獨逸ニ致シマシテモ、或ハ例ヲ  
引クト兎角嫌ハレマスケレドモ、「ソビエ  
ト」露西亞ニ致シマシテモ、技術官ト云フ  
モノヲ非常ニ重視致シテ居リマスル國柄ニ  
於キマシテハ、產業ノ發達目覺シキモノガ  
アルト云フコトヲ御考ニナリマスナラバ、  
強チ法科ヲ出タ者ダケガ立案スルカラト云  
フ意味ニ於テ、技術官ヲ差別シ若クハ低位  
ニ置カシメルト云フコトハ、不都合千萬デ  
アルト考ヘルノデアリマス、此ノ技術官優  
遇問題ニ對シテ政府ハドウ御考ニナルカ  
モウーツ御伺致シタイコトハ身分保障令ヲ  
ノ問題デアリマス、是ハ成程身分保障令ヲ  
御作リユナツタ時ノ事情ハ私能ク分ル、是  
ハ無理ハナカツタト思フケレドモ、制度ト  
云フモノハ時代ト共ニ變ツテ行カナイト、  
却テ害ヲ爲ス場合ガアル、十五ノ時ニ作ツ  
日本ノ一切ノ政治、經濟、社會全般ニ亘ツ  
タ着物ノ縞柄ユキ丈ガ好クテモ、三十二ナ  
ツタ者ニハ是ハ着セラレナイ(拍手)兎ニ角  
日本ノ一切ノ政治、經濟、社會全般ニ亘ツ  
テ、著シタ好ムト好マザルニ拘ラズ、變ツテ  
居リマス今日ニ於テ、依然トシテ斯ノ如キ  
法律ヲ存在セシメテ、官吏ノミカ偷安ヲ貪

ルガ如キコトアリトスルナラバ、國家ノ不  
幸是ヨリ甚シキモノハナイト思フ、今日何  
モ其ノ故バカリデハアリマスマイガ、官僚  
ノ法科萬能、之ニ付テ政府ハ相當改革ヲシ  
サウナ風ヲ仄カシテ居リマスルガ、遺憾ナガラ  
ニ付テハ十分考慮ヲシテ戴カナケレバイケ  
ナイ、今日獨逸ニ致シマシテモ、或ハ例ヲ  
引クト兎角嫌ハレマスケレドモ、「ソビエ  
ト」露西亞ニ致シマシテモ、技術官ト云フ  
モノヲ非常ニ重視致シテ居リマスル國柄ニ  
於キマシテハ、產業ノ發達目覺シキモノガ  
アルト云フコトヲ御考ニナリマスナラバ、  
強チ法科ヲ出タ者ダケガ立案スルカラト云  
フ意味ニ於テ、技術官ヲ差別シ若クハ低位  
ニ置カシメルト云フコトハ、不都合千萬デ  
アルト考ヘルノデアリマス、此ノ技術官優  
遇問題ニ對シテ政府ハドウ御考ニナルカ  
モウーツ御伺致シタイコトハ身分保障令ヲ  
ノ問題デアリマス、是ハ成程身分保障令ヲ  
御作リユナツタ時ノ事情ハ私能ク分ル、是  
ハ無理ハナカツタト思フケレドモ、制度ト  
云フモノハ時代ト共ニ變ツテ行カナイト、  
却テ害ヲ爲ス場合ガアル、十五ノ時ニ作ツ  
日本ノ一切ノ政治、經濟、社會全般ニ亘ツ  
タ着物ノ縞柄ユキ丈ガ好クテモ、三十二ナ  
ツタ者ニハ是ハ着セラレナイ(拍手)兎ニ角  
日本ノ一切ノ政治、經濟、社會全般ニ亘ツ  
テ、著シタ好ムト好マザルニ拘ラズ、變ツテ  
居リマス今日ニ於テ、依然トシテ斯ノ如キ  
法律ヲ存在セシメテ、官吏ノミカ偷安ヲ貪

タコトヲ私共ハ甚ダ結構デアルト思ツテ居ル、御承知ノ通り我國ハ一民族ヲ以テ一國家ヲ形成シテ居ル、兄弟ダト仰シヤル、大族ダト仰シヤル、私ハ結構ダト思フ、サウシテ畏多イ話デアリマスルガ、皇室ヲ中心トシ奉ツテ、吾々國民ガ其ノ子デアル、サウ云フ工合ノ所謂大家族主義デヤツテ居ル、洵ニ結構ナ話デアル、所ガ此ノ一等國デアル大家族主義デアル所ノ國ニ於キマシテハ、國家的ナ規模ニ於ケル所ノ養老年金制ト云フガ如キモノガナイノデアル、個人主義デアリ、自由主義デアル、自分サヘ宜ケレバ宜イト云フ思想ヲ持ツテ居ルノダト、アナタ方ガ御説明ニナリマスル所ノ歐米諸國ノ例ヲ繹ネマスナラバ、英國ニ於キマシテハ千九百八年カラ、佛蘭西ニ於テハ既ニ千九百十年カラ、若クハ丁抹ニ於テハ夙ニ千八百九十一年カラ、歐洲諸國ニ於キマシテハ千八百九十八年カラ千九百年ノ間ニ、チャントスウ云フヤウナ養老年金制或ハ廢疾保障制ト云フヤウナモノガ設ケラレテ居ル、獨逸ニ於キマシテハ實ニ千八百八十九年カラ斯ウ云フ事ガ行ハレテ居ルト云フコトハ、私共ヨリ歐洲ノ事情ニ通ゼラル政府當局ノ能ク御承知デアル、自由主義デアリ個人主義デアルト言ツタ所ノ向ノ方ガ、却テ制度ハ早ク布カレテ居ル、家族主義ダ、一大家族ダ、一民族一國家ダト言ツテ居ル日本ニ於テハ其ノ制度ガナイ、サウシテ貧乏人デモ、或ハ難澁ヲシテ、苦勞ヲシテ、怪我ヲシタ者ハ、勝手ニ死ンデ行ケト云フヤウナコトデハ、國家トシテ宜

シクナイト思フ(拍手)最モ此ノ問題ニ付キマシテモ、文獻ニ依リマスルト、明治二十年ニ福本日南氏ニアリマスルトカ、花井卓藏氏ニアリマスルトカ云フヤウナ人々努力ニ依ツテ養老法ガ此ノ衆議院ニモ提案致サレテ居リマスルガ、政府ノ反対ニ依ツテ潰レテ居ルノデアル、爾後既ニ年ヲ過スルコト四十餘年、其ノ間ニ於テ何等是等ニ向ツテ政府ガ積極的ニ手ヲ染メテ居ナイト云フコトハ、私共不可解ニ思フ、今ヤ國ヲ舉ゲテ自由主義、所謂自分サヘ宜ケレバ宜イト云フ思想觀念デハイケナイトカ、國民ハ戰爭ノ犠牲ヲ一緒ニ皆負擔シナケレバナラナイトカ、斯ウ云フ時ニコソ斯ウ云普法案ヲ御出シニナツテ呼掛ケルニハ千載一遇ノ機會デアル、多少反ノ對ハアリマシテモ、堂々ト政府ガ所信ヲ披瀝スルナラバ、何人カ之ニ反對シヨウゾ、斷ジテ是ハ實行出來ルノデアルニモ拘ラズ、今日マデ一向ニ御提案ニナラヌ理由ハ一體何處ニアルノカ、何處ニ御遠慮ナサツテ居ルノカ、又サウ云フコトヲスレバ、ドウ云フ弊害ガアルト御考ニナルノカ、勿論總テノ制度ノ改革ト云フモノハ、一應ハ弊害ノ伴ハナイモノハゴザイマセヌ、多少ノ弊害ガ伴フカラト云ツテ、アレニモ手ヲ著ケズ、之ニモ手ヲ著ケナイト云ツタ日ニヘ、全クソレ自體民族的發展ノ破壊デ、國家的躍進ノ障礙ト云フコトニナリマスル方故ニ、政府ハ思切ツテ是等スルノデナケレバ、唯一様ノ考ダト云フコトデハ、御役ニ立タヌコトト考ヘマスノデ、リニ、肚ヲ決メテ左様ナコトノ實行ニ著手リマス、其ノ利弊ニ付テ十分ナル見透シト肚ヲ決スマシテ、是モ御話ニアリマシタ通り、色々各種ノ制度ニ付キマシテ利弊モアルコトデアリ、其ノ検討ヲ進メテ居ルノデアリマス、是亦出來ル限り速ニ結論ヲ得ルヤウニ致シタイト云フ心構ヘノ下ニ、目下研究ヲ致シテ居ルノデアリマス、無論最後ニ御尋ニナリマシタ身分保障ノ問題等モ、其ノ中ニ含マレテ來ルコトト思ハレルノデアリマス、御質問中ニモ仰セラマシタ通り、色々各リニ、肚ヲ決メテ左様ナコトノ實行ニ著手リマス、其ノ方法ニ付テ技術的ナ考慮ト云ニ之ヲ一つノ年金制度ト申シマスレバ、ヤハリツノ縫ツタ經濟ニ組立テネバナリマセヌ、其ノ方法ニ付テ技術的ナ考慮ト云フモノニハ、相當ナ困難ヲ伴フ次第デアリマス、併シ困難デアリマシテモ、何トカシテ至急ニソレ等ノ點ニ關シマシテノ結論ヲ得タイト云フヤウナ考ヲ以テ、研究ヲ進メ

○國務大臣(吉田茂君) 御名指アリマスノデ、富吉君ノ御質問中、官吏制度ニ關シニ向ツテ政府ガ積極的ニ手ヲ染メテ居ナイト云フコトハ、私共不可解ニ思フ、今ヤ國ヲ舉ゲテ自由主義、所謂自分サヘ宜ケレバ宜イト云フ思想觀念デハイケナイトカ、國民ハ戰爭ノ犠牲ヲ一緒ニ皆負擔シナケレバナラナイトカ、斯ウ云フ時ニコソ斯ウ云普法案ヲ御出シニナツテ呼掛けルニハ千載一遇ノ機會デアル、多少反ノ對ハアリマシテモ、堂々ト政府ガ所信ヲ披瀝スルナラバ、何人カ之ニ反對シヨウゾ、斷ジテ是ハ實行出來ルノデアルニモ拘ラズ、今日マデ一向ニ御提案ニナラヌ理由ハ一體何處ニアルノカ、何處ニ御遠慮ナサツテ居ルノカ、又サウ云フコトヲスレバ、ドウ云フ弊害ガアルト御考ニナルノカ、勿論總テノ制度ノ改革ト云フモノハ、一應ハ弊害ノ伴ハナイモノハゴザイマセヌ、多少ノ弊害ガ伴フカラト云ツテ、アレニモ手ヲ著ケズ、之ニモ手ヲ著ケナイト云ツタ日ニヘ、全クソレ自體民族的發展ノ破壊デ、國家的躍進ノ障碍ト云フコトニナリマスル方故ニ、政府ハ思切ツテ是等スルノデナケレバ、唯一様ノ考ダト云フコトデハ、御役ニ立タヌコトト考ヘマスノデ、リニ、肚ヲ決メテ左様ナコトノ實行ニ著手リマス、其ノ利弊ニ付テ十分ナル見透シト肚ヲ決スマシテ、是モ御話ニアリマシタ通り、色々各種ノ制度ニ付キマシテ利弊モアルコトデアリ、其ノ検討ヲ進メテ居ルノデアリマス、是亦出來ル限り速ニ結論ヲ得ルヤウニ致シタイト云フ心構ヘノ下ニ、目下研究ヲ致シテ居ルノデアリマス、無論最後ニ御尋ニナリマシタ身分保障ノ問題等モ、其ノ中ニ含マレテ來ルコトト思ハレルノデアリマス、御質問中ニモ仰セラマシタ通り、色々各リニ、肚ヲ決メテ左様ナコトノ實行ニ著手リマス、其ノ方法ニ付テ技術的ナ考慮ト云ニ之ヲ一つノ年金制度ト申シマスレバ、ヤハリツノ縫ツタ經濟ニ組立テネバナリマセヌ、其ノ方法ニ付テ技術的ナ考慮ト云フモノニハ、相當ナ困難ヲ伴フ次第デアリマス、併シ困難デアリマシテモ、何トカシテ至急ニソレ等ノ點ニ關シマシテノ結論ヲ得タイト云フヤウナ考ヲ以テ、研究ヲ進メ

〔國務大臣吉田茂君登壇〕  
質疑ヲ終ルコトニ致シマス(拍手)  
○國務大臣(吉田茂君) 御名指アリマスノデ、富吉君ノ御質問中、官吏制度ニ關シニ向ツテ政府ガ積極的ニ手ヲ染メテ居ナイト云フコトハ、私共不可解ニ思フ、今ヤ國ヲ舉ゲテ自由主義、所謂自分サヘ宜ケレバ宜イト云フ思想觀念デハイケナイトカ、國民ハ戰爭ノ犠牲ヲ一緒ニ皆負擔シナケレバナラナイトカ、斯ウ云フ時ニコソ斯ウ云普法案ヲ御出シニナツテ呼掛けルニハ千載一遇ノ機會デアル、多少反ノ對ハアリマシテモ、堂々ト政府ガ所信ヲ披瀝スルナラバ、何人カ之ニ反對シヨウゾ、斷ジテ是ハ實行出來ルノデアルニモ拘ラズ、今日マデ一向ニ御提案ニナラヌ理由ハ一體何處ニアルノカ、何處ニ御遠慮ナサツテ居ルノカ、又サウ云フコトヲスレバ、ドウ云フ弊害ガアルト御考ニナルノカ、勿論總テノ制度ノ改革ト云フモノハ、一應ハ弊害ノ伴ハナイモノハゴザイマセヌ、多少ノ弊害ガ伴フカラト云ツテ、アレニモ手ヲ著ケズ、之ニモ手ヲ著ケナイト云ツタ日ニヘ、全クソレ自體民族的發展ノ破壊デ、國家的躍進ノ障碍ト云フコトニナリマスル方故ニ、政府ハ思切ツテ是等スルノデナケレバ、唯一様ノ考ダト云フコトデハ、御役ニ立タヌコトト考ヘマスノデ、リニ、肚ヲ決メテ左様ナコトノ實行ニ著手リマス、其ノ利弊ニ付テ十分ナル見透シト肚ヲ決スマシテ、是モ御話ニアリマシタ通り、色々各種ノ制度ニ付キマシテ利弊モアルコトデアリ、其ノ検討ヲ進メテ居ルノデアリマス、是亦出來ル限り速ニ結論ヲ得ルヤウニ致シタイト云フ心構ヘノ下ニ、目下研究ヲ致シテ居ルノデアリマス、無論最後ニ御尋ニナリマシタ身分保障ノ問題等モ、其ノ中ニ含マレテ來ルコトト思ハレルノデアリマス、御質問中ニモ仰セラマシタ通り、色々各リニ、肚ヲ決メテ左様ナコトノ實行ニ著手リマス、其ノ方法ニ付テ技術的ナ考慮ト云ニ之ヲ一つノ年金制度ト申シマスレバ、ヤハリツノ縫ツタ經濟ニ組立テネバナリマセヌ、其ノ方法ニ付テ技術的ナ考慮ト云フモノニハ、相當ナ困難ヲ伴フ次第デアリマス、併シ困難デアリマシテモ、何トカシテ至急ニソレ等ノ點ニ關シマシテノ結論ヲ得タイト云フヤウナ考ヲ以テ、研究ヲ進メ

テ居ルノデゴザイマス、左様ニ御諒承願ヒ  
タイト思ヒマス、他ノ恩給制度等ニ關スル  
コトニ付キマシテハ、主管ノ法制局長官カ  
テ御答ガアルサウデゴザイマス(拍手)

〔政府委員廣瀬久忠君登壇〕

○政府委員(廣瀬久忠君) 御質問ノ第一ノ

點デアリマスル恩給ノ外地加算ノ問題デアリ  
マス、外地ノ加算ヲ減額致シテ居ルガ、  
是ハ支障ハナイカト云フ御質問デアリマス  
ガ、現在行ハレテ居リマス法律ガ、外地ニ對  
シマシテ一般ニ加算ヲ附スルコトニ致シタ  
其ノ當時ノ事情ト、今日ノ外地ノ事情トハ  
餘程變ツテ居リマス、外地ノ文化ノ發展、交  
通衛生狀態等ノ改善ハ著シイモノガアルト  
思ヒマスノデ、ヤハリ今日ニ於テハ或ル程  
度ノ加算ノ減額ヲ致シマスコトガ適當デア  
ル、是ガ却テ均衡ヲ得ル所以デアルト云フ  
具合ニ考ヘルノデアリマス、隨ヒマシテ是  
ノ減額ニ依ツテ動搖ヲ來スガ如キ憂ハ、全  
然ナイモノト私共ハ信ジテ居リマス

次ニ第二點ニ付キマシテハ、今回ノ法改  
正ノ目的ハ何處ニアルカ、是ハ現在事情ノ變

化ニ依ツテ新シイ必要ヲ生ジマシテ、之ニ  
對シテ加算ノ制度ヲ新ニ設ケナケレバナラ  
ヌト云フ點ガ數點アル、是等ノ新シイ必要  
ニ應ズルト云フコト、又事情ノ變化ニ依リ  
マシテ、公平ナ點カラ見マシテ、改正ヲシ  
テ均衡ヲ得セシメナケレバナラス點ガ數點  
アル、斯ウ云フ點ガ中心デアリマス  
ソレカラ尙ホ御尋ノ高額所得者ニ關スル  
停止ノ問題デアリマスガ、是ハ今回ノ改正  
ニ依リマシテ、多額ノ所得者ニ對シテ停止

ノ程度ヲ強メテ居リマス、今回ノ改正ヲ以  
テ相當デアルト信ジテ居リマス、此ノ程度  
デ宜カラウト思ツテ居リマス

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致  
シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ  
選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、會計検査  
院法中改正法律案委員ニ併セ付託サレンコ  
トヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異  
議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第  
七、損害保險國營再保險法案ノ第一讀會ヲ  
開キマス——加藤商工政務次官

第七 損害保險國營再保險法案(政府  
提出)

第一讀會

### 損害保險國營再保險法案

#### 損害保險國營再保險法

第一條 政府ハ戰爭其ノ他ノ變亂ニ際シ  
保険料ノ昂騰ヲ抑制シ又ハ保険ノ圓滑  
ナル引受ヲ確保スル爲必要アリト認ム

ルトキハ本法ニ依リ保險會社ノ引受ク  
ル損害保險ノ再保險ヲ行フ戰爭其ノ他  
ノ變亂終了後ノ狀況ニ依リ保險會社ノ  
外國ノ保險者ニ對スル再保險取引ヲ困

難又ハ不適當トスル事由アル場合ニ於  
テ政府保險ノ圓滑ナル引受ヲ確保スル

爲特ニ必要アリト認ムルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ保險會社方商法第六百  
五十九條左ノ場合ニ於テハ政府ハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ再保險金ノ全部又ハ一  
部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ

一 保險會社ガ填補額ヲ不當ニ認定シ  
シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法ニ依リ再保險ノ引受ヲ爲ス期間ノ  
始期及終期ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二條 本法ニ依リ再保險ヲ行フ損害保  
險ハ左ノ各號ノ一一該當スルモノヲ目  
的トスルモノトス

一 帝國法令ニ依ル日本船舶但シ命令  
ヲ以テ定ムルモノヲ除ク

二 帝國(關東州及南洋群島ヲ含ム以  
下之ニ同ジ)ヨリ輸入シ又ハ帝國ニ  
輸入スル積荷但シ命令ヲ以テ定ムル  
モノヲ除ク

三 其ノ他政府ノ定ムルモノ

第三條 保險會社ハ再保險金ノ支拂ヲ受  
クベキ事由發生シタル場合其ノ他命令  
ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ必要ナル事項ヲ政府ニ通知  
スベシ

第四條 政府ハ保險會社ノ保險契約ニ基  
ク填補ノ責任發生シタル場合ニ於テ再  
保險金額ノ保險金額ニ對スル割合ニ依  
リ填補ノ責ニ任ズ

第五條 左ノ場合ニ於テハ政府ハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ再保險金ノ全部又ハ一  
部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ

二 保險會社ガ填補額ヲ不當ニ認定シ  
テ填補ヲ爲シタルトキ  
三 保險會社ガ不正ノ目的ヲ以テ第三  
條ノ規定ニ依ル通知ヲ怠リ又ハ不實  
ノ通知ヲ爲シタルトキ  
四 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル場合  
第六條 政府ハ保險會社ガ法令又ハ保險  
契約ニ依リ保險料ノ全部又ハ一部ヲ返  
還シタルトキハ再保險金額ノ保險金額  
ニ對スル割合ニ依リ再保險料ヲ還付ス  
第七條 再保險金ノ支拂ヲ受ケタル保險  
會社ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委  
付ニ因リテ取得シタル一切ノ權利ヲ行  
使シ又ハ處分ニ因リテ得ベキ金額ヲ超  
ユルモノト認メラル場合其ノ他特別  
ノ事情アル場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受  
けタルトキハ其ノ權利ノ全部又ハ一部  
ヲ行使セズ又ハ處分セザルコトヲ得  
保険會社ハ前項ノ行使又ハ處分  
ニ因リテ得タル金額ヨリ之ガ行使又ハ  
處分ニ要シタル費用ヲ控除シタル殘額  
ノ中再保險金額ノ保險金額ニ對スル割  
合ニ依リテ算出シタル金額ヲ遲滯ナク  
政府ニ還付スベシ

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規  
定ニ依ル還付金ニ付保險會社ヲシテ相  
當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得  
政府ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタ  
ルモノノ上ニ質權ヲ有ス

前四項ノ規定ハ保險會社方商法第六百  
五十九條左ノ場合ニ於テハ政府ハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ再保險金ノ全部又ハ一  
部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ

六十一條又八第六百六十二條ノ規定ニ

佐以林和子取律酒外八場合之六法酒用

第八條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ再保險ニ依ル收入金額ヨリ本法ノ再保險ニ依ル支出金額ヲ控除シタル残額ノ一部ヲ保険會社ニ交付スルコトヲ得

第九條 本法ニ定ムルモノノ外再保險金額、再保險料其ノ他本法ノ再保險ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十條 商法第六百二十九條、第六百三十一條、第六百三十四條、第六百三十五條、第六百四十二條乃至第六百四十五條、第六百五十七條、第六百六十條第一項本文及第六百六十三條ノ規定ハ

本法ノ再保險ニ之ヲ準用ス  
第十一條 政府ハ保険料ノ昂騰ヲ抑制シ  
又ハ保険ノ圓滑ナル引受ヲ確保スル爲  
特ニ必要アリト認ムルトキハ本法ニ依  
リ再保險ヲ行フ保険ニ付保険會社ニ對  
シ保険料其ノ他保険契約ニ關シ必要ナ  
ル命令ヲ爲シ又ハ保険ノ引受ヲ命ズル  
コトヲ得

政府ハ前項ノ規定ニ依リ保険ノ引受ヲ  
命ジタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ其ノ保険ノ再保険ヲ引受クルモ  
ノトス

ベキコトヲ命ズルコトヲ得

忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

ニ保険ノ引受ヲ爲スコトヲ得ザルニ至ルノ  
デアリマス、隨テ斯ル場合ニ於キマシテハ、

第十八條 第十五條及第十六條ノ罰則八

保険會社ニ付業務及財產ノ管理ノ委託  
アリタル場合ニ於テ其ノ委託アリタル

其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ、業務  
業務ニ付テハ管理ノ受託會社ノ取締役

及財産ノ管理ノ命令アリタル場合ニ於  
テハ保険管理人（保険管理人會社ナル

トキハ其ノ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行

十九條 二之二適用

事務所又ハ代理店ヲ設ケテ保險事業ヲ  
營ム外國人又ハ外國法人ニハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

附則

〔政府委員加藤篠五郎君登壇〕

○政府委員(加藤鐸五郎君) 只今議題ト相

成リマシタ損害保険國營再保險法案ニ付キ  
ハシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上シマス。

火災保険、海上保険其ノ他ノ損害保険ガ

國民生活ヲ安定セシメ、又貿易、海運其ノ他

國民經濟ノ運行ヲ圓滑ナラシメマスル爲必  
要缺クベカラザル制度ガアルコトハ伸止ゲ

ノマデモアリマセヌ、然ルニ一朝戦争變亂

守ノ勃發致シマシタ際ニ於ギマシテハ、是  
守保険ノ對象トスル危険ノ程度ガ甚シク土

致シマスルガ爲ニ、之ニ對スル保険料モ

分分急激ニ昂騰スルコトヲ免レズ、更ニ危險  
或ル程度以上ニ上昇致シマスル時ハ、遂

官報號外

昭和十五年三月三日 衆議院議事速記録第十九號

第一讀會

除去ヲ圖リ、今日ニ立至ツタノデアリマス、併シナガラ此ノ補償制度ハ、固ヨリ臨時應急ノ措置タルニ止マリマスル關係上、帝國議會ノ開會ヲ待ツテ、速急ニ之ヲ更ニ有效適切ナル制度ニ引直サナケレバナラヌト云フコトハ、當初ヨリ政府ノ考ニ入レテ居タ所デアリマシテ、是ガ爲保險會社ノ引受クル損害保險ノ再保險國營ヲ行ハントスルノガ、本法提案ノ主タル理由トスル所デアリマス。

以上述ベマシタ如キ必要ハ、戰時ニ於テ最モ痛感セラルモノデハアリマスルガ、其ノ外戰時ニ準ズベキ變亂ノ場合、或ハ戰爭ノ終了後ト雖モ、事態ガ平靜ニ復スルマデノ間ニ於キマシテハ、戰爭ノ場合ト同様、依然トシテ國際情勢ノ緊迫等ノ爲、保險會社ノ外國再保險取引ヲ困難トシ、或ハ之ヲ不適當トスル場合ガ豫測セラレマスルノデ、是等ノ場合ニ於キマシテモ、必要ニ應ジ再保險ノ國營ヲ行フコトニ依リマシテ、保險ノ引受ニ支障ナカラシメ得ルヤウ、豫々其ノ根據ヲ設ケ置カントスルノガ、併セテ本法提案ノ理由トスル所デアリマス。

尙又戰爭、變亂其ノ他ノ非常時局ニ於キマシテ、常ニ此ノ制度ノ必要ヲ生ジマスルコトハ、過去ノ經驗ニ徴シテ明カデアリマシテ、常ニ此ノ制度ノ必要ニ應ジ、何時ニテモ發動シ得ルヤウ、恒久的ノ制度トシテ之ヲ立案シタ次第デアリマス。

本法ノ制定ニ依リマシテ、戰爭其ノ他ノ場合ニ於ケル保險制度ノ效用ニ遺憾ナカラシメ、以テ國民生活ノ安定並ニ貿易、海運

其ノ他國民經濟ノ運行ヲ圓滑ナラシムル上ニ、資スル所ガ少クナインデアラウト信ズル

次第デアリマス、何卒十分御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 本案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス。

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八、有機合成事業法案ノ第一讀會ヲ開キマス——加藤商工政務次官

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數方外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス。

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ。

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社（有機合成事業會社）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スペシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限リ前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得。

有機合成事業會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ。

第六條 有機合成事業會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ

シ同項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル時期迄ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所

得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除セラレタル有機合成事業會社ニハ同條第一

項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタ

ル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ

本法ノ許可ヲ受ケシ但シ勅令ヲ以テ定ムル有機合成事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一條 有機合成事業法案（政府提出） 第一讀會

有機合成事業法案

有機合成事業法

第一條 本法ハ國防ノ整備及產業ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル有機合成事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス。

第二條 本法ニ於テ有機合成事業ト稱スルハ勅令ヲ以テ定ムル有機合成品ノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 有機合成事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受ケシ但シ勅令ヲ以テ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケシ

第一項ノ有機合成事業會社其ノ設備ノ完成前其ノ一部ヲ以テ指定有機合成事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除ス但シ同項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル時期迄ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第六條 有機合成事業會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ

シ同項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル時期迄ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第七條 勅令ヲ以テ指定スル有機合成事業（指定有機合成事業）ヲ營ム有機合成事業會社政府ノ認可ヲ受ケ勅令ヲ以テ

定ムル期間内ニ於テ政府ノ指定スル時期迄ニ勅令ヲ以テ定ムル設備ヲ新設シ又ハ增設シタル設備ヲ以テ營ム指定有機合成事業ニ付所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除ス。前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ同項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ニ新設シ又ハ增設シタル設備ヲ以テ營ム指定有機合成事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半數以上及議決權ノ過半數方帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ對スル法人稅及營業稅ヲ免除ス。







四 物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險  
ニ付セシムルコト  
五 前各號ノ外事業ノ改善ヲ爲サシム  
ルコト

前項第二號及第三號ノ場合ニ於テ其ノ  
實施方法又ハ各事業者ノ收得シ若ハ負  
擔スペキ金額ニ付協議調ハザルトキハ

申請ニ因リ主務大臣又ハ地方長官之ヲ  
裁定ス

第十六條ノ七 政府ハ貨物自動車ノ整備  
ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ貨物

自動車運送事業者ニ對シ命令ノ定ムル  
所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ  
交付スルコトヲ得

第十六條ノ八 第七條(専用自動車道ノ  
工事方法ノ變更ニ關スル部分ヲ除ク)、

第九條、第十條乃至第十四條及第十  
五條第六號ノ規定ハ貨物自動車運送事  
業ニ之ヲ準用ス但シ第七條、第十一條  
第三項ニ於テ準用スル第十條第二項及  
第十二條乃至第十四條中主務大臣トア  
ルハ主務大臣又ハ地方長官トス

第十六條ノ九 貨物自動車運送事業ニ非  
ズシテ自動車ニ依リ物品ヲ運送スル事  
業及自動車ニ依ル物品運送ノ運送取扱  
業又ハ運送代辦業ニ關スル規定ハ勅令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條ノ十 自動車運送事業組合及自  
動車運送事業組合聯合會

第十六條ノ十一 旅客自動車運輸事業、旅  
客自動車運送事業又ハ貨物自動車運送  
事業(以下自動車運送事業ト總稱ス)ノ  
事業者ハ各其ノ事業ノ健全ナル發達  
ヲ圖ル爲自動車運送事業組合ヲ設立ス  
ルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ  
二種以上ノ事業者ヲ以テ之ヲ設立スル  
コトヲ得

自動車運送事業組合ハ法人トス  
第十六條ノ十一 自動車運送事業組合ハ  
左ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ得  
一 組合員ノ事業ニ必要ナル物ノ購  
入、共同設備ノ設置其ノ他組合員ノ  
事業ニ關スル共同施設  
二 運賃、運輸其ノ他組合員ノ事業ニ  
關スル統制

三 組合員ノ事業ニ關スル指導、研究  
及調查  
四 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目  
的ヲ達スルニ必要ナル事業  
組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ニ對シ其  
ノ事業ニ必要ナル資金ノ貸付、組合員  
ノ爲ニスル其ノ事業上ノ債務ノ保證又  
ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコト  
ヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ぜラレタル  
者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認  
可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定款  
ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分  
ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ十四 自動車運送事業組合ハ  
設立ノ認可アリタル時又ハ前條第二項  
ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成  
立ス

第十六條ノ十五 第十六條ノ十三ノ規定  
ニ依ル自動車運送事業組合成立シタル  
トキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員  
タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組合ノ  
組合員トス

第十六條ノ十六 自動車運送事業組合ノ  
定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スペシ  
但シ第十六條ノ十三ノ規定ニ依ル自動

車運送事業組合ニ在リテハ第六號乃至  
第九號及第十五號、第十六條ノ二十  
三項ノ規定ニ依ル自動車運送事業組合  
ニ在リテハ第七號乃至第九號ニ掲グル  
事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

#### 一 目的

#### 二 名稱

#### 三 地區

#### 四 事務所ノ所在地

#### 五 組合員タル資格ニ關スル規定

#### 六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

#### 七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

#### 八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル 規定

#### 九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

#### 十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

#### 十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定

#### 十二 役員ニ關スル規定

#### 十三 會議ニ關スル規定

#### 十四 會計ニ關スル規定

#### 十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定 メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

#### 十六 条款ノ十七 自動車運送事業組合ニ ハ理事及監事ヲ置クベシ

#### 十七 理事ハ組合ノ業務ニ付組合ヲ代表ス 監事ハ組合ノ業務ヲ監査ス

#### 十八 理事ト監事トハ相兼ヌルコトヲ得ズ

#### 十九 組合ト理事ト利益相反スル事項ニ付テ ハ監事組合ヲ代表ス

#### 二十 理事缺ケタルトキハ監事其ノ職務ヲ行 フ但シ其ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ 得ズ



送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

## 自動車運送事業組合聯合會八法人トス 第十六條ノ三十三 自動車運送事業組合

聯合會ヲ設立セントスルトキ又ハ第十  
六條ノ三十四ニ於テ準用スル第十六條

ノ十三ノ規定ニ依リ其ノ設立ヲ命ゼラ  
レタルトキハ命令ノ定ムレ所ニ依リ所

屬ノ各組合及聯合會ニ於テ選任シタル  
副委員長、以ニ副委員長、副委員長

創立委員ヲ以テ創立委員會ヲ開キ定款  
其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任

シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

ニ關スル規定ハ第十六條ノ二十八及第  
十六條ノ三十一ノ規定ヲ除クノ外自動

車運送事業組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第十六條ノ十一中組合員トアルハ所

屬ノ組合、聯合會及組合員トス

送事業ノ統制ノ徹底ヲ期スル爲特ニ必  
要アリ、忍ハシニシテ、相助直宣矣等美

要アリト認ムルトキハ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ニ

對シ他ノ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ト運賃ノ統制其

ノ他事業ノ實施ニ關シ協定ヲ爲スベキ  
コトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ運賃、事業ノ實施方  
法其ノ他必要ナル事項ニ付協議調ハザ

ルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定  
ス

十六條人三十六 自動車運送事業組合  
及自動車運送事業組合聯合會ハ勅令ノ

定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十六條ノ三十七 本法ニ規定スルモノノ外自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ノ管理、合併、解散、清算其ノ他組合及聯合會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條ノ三十八 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

第十七條中「自動車運輸事業者」ヲ「旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運輸事業者」ニ改ム  
事業者（事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ノ事業者ニ限ル以下本章中之ニ同ジ）ニ改ム

第二十二條及第三十一條中「又ハ自動車運輸事業者」ヲ「旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業者」ニ改ム

第三十條第四號中「一般自動車道ノ供用」ヲ「事業」ニ改メ同條第五號ヲ削ル

第三十三條中「自動車道事業及自動車運送事業トノ兼營」ニ改ム

第三十四條中「又ハ地方長官（東京府ニ在外テハ警視總監ヲ含ム、以下同ジ）」ヲ「地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム、以下同ジ）又ハ鐵道局長」ニ、

「自動車運輸事業者」ヲ「自動車運送事業ノ事業者、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

監査員其ノ職務ヲ執行スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶スペシ

第三十五條中「地方長官」ノ下ニ「又ハ鐵道局長」ヲ加フ

第三十六條中「又ハ地方長官」ヲ「地方長官又ハ鐵道局長」ニ改ム

第三十七條第一項中「自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業」ニ、「第九條（會計ニ關スル規定ヲ除ク）」ヲ「第四條ノ二」、「會計ニ關スル部分ヲ除キタル第九條（第十六條ノ八ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十六條ノ二」ニ、同條第二項中「自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業」ニ、同條第三項中「自動車運輸事業ヲ經營シタル爲之ト路線ヲ共通ニスル自動車運輸事業者ガ其ノ區間ニ付」ヲ「旅客自動車運輸事業又ハ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ヲ經營シタル爲之ト路線又ハ事業區間ヲ共通ニスル旅客自動車運輸事業者ガ其ノ部分ニ付」ニ、「殘存路線」ヲ「殘存路線又ハ殘存事業區間」ニ改ム

第三十八條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第二項中「自動車運輸事業及自動車道事業」ヲ「第一項ニ掲グル事業」ニ改ム

旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業

事業、貨物自動車運送事業又ハ自動車道事業ヲ營ム株式會社ハ抵當權ノ目的ト爲ス爲旅客自動車運輸事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業又ハ自動車道事業ニ在リテハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ニ付、旅客自動車運送事業又ハ事業區間ヲ定メザル貨物自動車運送事業ニ在リテハ其ノ事業ノ全部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得前項ニ掲グル株式會社自動車交通事業財團ヲ設定セントスルトキハ當該株式會社ニ屬シ且其ノ事業ニ關スル自動車ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受クベシ自動車交通事業財團設定後新ニ其ノ財團ノ所有者ニ屬シ又ハ其ノ事業ニ關スルニ至リタル自動車ニ付亦同ジ第三十九條中「同一自動車運輸事業者又ハ同一自動車道事業者」ヲ「同一ノ旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者又ハ自動車道事業者」ニ、「自動車運輸事業ノ爲登録ヲ受ケタル」ヲ「前條第二項ノ規定ニ依リ登録ヲ受ケタル」ニ改ム第四十條中「自動車運輸事業ノ爲ニ」ヲ削

道ニ付之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 同一事業者が第三十八條第一項

場合ニ於テハ此等ノ事業ノ中二以上ノ事業ニ關スルモノヲ合シテ一個ノ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得

但シ此等ノ事業ノ何レカニ付自動車交通事業財團ノ設定アリタル後ハ其ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ事業者ガ自動車道事業ト其ノ他ノ事業トニ付各別ニ自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニハ一般自動車道ノ敷地其ノ他專ラ自動車道事業ニ關スルモノハ他ノ事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ屬スルコトナシ

第四十四條、第四十八條、第五十條及第五十一條中「自動車運輸事業又ハ自動車道事業」ヲ「第三十八條第一項ニ掲グル事業ニ改ム

第四十七條第二項第一號中「自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

二ノ二 事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハルル事業區間ノ表示

二ノ三 旅客自動車運送事業又ハ事業區間ヲ定メザル貨物自動車運送事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハルル主タル事業區域ノ表示

第四十九條第一項中「自動車運輸事業又ハ其ノ事業ノ行ハルル主タル事業區域ノ表示

八自動車道事業」ヲ「第三十八條第一項ニ

掲グル事業」ニ改メ「主務大臣」ノ下ニ「又ハ地方長官」ヲ加フ

第五十二條中「自動車運輸事業者」ヲ「旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者」ニ、「本法ニ基キテ爲シタル處分」ヲ「本法ニ基キテ爲シタル處分(第十六條ノ十三第一項ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ヲ除ク)」ニ、「第八條ノ規定ニ依ル登録ヲ受ケザル自動車ヲ自動車運輸事業ノ用ニ供シタルトキ又ハ自動車ニ付」ヲ「第三十八條第二項ノ規定ニ依ル自動車ノ登録ニ付」ニ改ム

第五十三條中「自動車運輸事業者」ヲ「旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ理事、監事、監事、假理事又ハ清算人ヲ假接收シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第五十八條中「自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ理事、監事、假理事又ハ清算人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第五十九條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付シ、提供シ又ハ約束シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ自動車交通事業財團登記簿ニ登記セラレ

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第六十條 左ノ場合ニ於テハ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ理事、監事、假理事又ハ清算人ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 行政官廳又ハ總代會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタルトキ

二 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ監查員ノ監査ヲ妨げ

其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ

三 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ

四 組合又ハ聯合會ノ目的ニ非ザル營利事業ヲ爲シタルトキ

五 第十六條ノ三十六ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

六 第十六條ノ三十七ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ違反シタルトキ

附 則

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 従前ノ規定又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定

アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ自動車交通事業財團登記簿ニ登記セラレ

タル事項ニ付變更アリタルトキハ登記

第七條 帝國鐵道會計法中左ノ通改正ス

第三條中「又ハ自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業又ハ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業」ニ改ム

第七條中「及地方鐵道補助金」ヲ「地方鐵道補助金及自動車運送事業補助金」ニ改ム

第八條 商工組合中央金庫法中左ノ通改正ス

所ハ主務大臣ノ囑託ニ依リテ變更ノ登記ヲ爲スベシ

第三條 本法施行ノ際現ニ存スル商業組合又ハ商業組合聯合會ニシテ從前ノ第一條ノ自動車運輸事業又ハ從前ノ第六條ノ運送事業ノ事業者ノミヲ其ノ組合員又ハ其ノ所屬ノ組合員若ヘ其ノ所屬ノ聯合會ヲ組織スル組合員トスルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依ル自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ト爲リタルモノトス

前項ノ場合ニ於テ登記其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 本法施行前從前ノ規定ニ依リテ處罰スペカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五條 小運送業法第一條中「鐵道、軌道若ハ自動車運輸事業」ヲ「鐵道若ハ軌道」ニ、「鐵道、軌道又ハ自動車運輸事業」ヲ「鐵道又ハ軌道」ニ改ム

第六條 陸上交通事業調整法第一條中「自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業」ニ改ム

第七條 帝國鐵道會計法中左ノ通改正ス

第三條中「又ハ自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業又ハ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業」ニ改ム

第七條中「及地方鐵道補助金」ヲ「地方鐵道補助金及自動車運送事業補助金」ニ改ム

第八條 商工組合中央金庫法中左ノ通改正ス

正  
文

第一條中「及貿易組合聯合會」ヲ、「貿易組合聯合會」、即ち正義之實業組合會

# 自動車運送事業組合聯合會

第三條第一項中「貿易組合聯合會」ノ下

ニ「、自動車運送事業組合聯合會」ヲ加  
ヘ同條第三項及第四項中「又ハ貿易組

「同個第三項及第四項」貿易組合聯合會又八自

## 動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

第七條及第二十九條中「又八貿易組合聯合會、自動車

運送事業組合又八自動車運送事業組合

聯合會二改ム

第二十七條中及貿易組合〔二〕、貿易組  
合及自動車運送事業組合〔二〕改ム

第二十八條中「貿易組合聯合會」ノ下

## 二 「自動車運送事業組合」、自動車運送

事業組合聯合會二三九

「製造業組合」ヲ「肥料製造業組合、自

自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業  
組合総合會二、「又、重要」料業規則

「聯合會」又「重要肥料業統制法」又「自動車

## 交通事業法」ニ改ム

十條 印紙稅法第四條中「又八貿易組合聯合會」、「貿易組合聯合會」，自動

合聯合會」三、貿易綜合聯合會、自動車運送事業組合又八自動車運送事業組

合聯合會」二改ム

## 十一條 特別法人税中左ノ通改正ス

第九號トシ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加

フ

七 自動車運送事業組合又ハ自動車  
運送事業組合聯合會（所屬ノ組合  
員、組合又ハ聯合會ヲシテ出資ヲ  
爲ナシシザルモノヲ除ク）  
第六條中「及竈絲共同施設組合」ヲ「竈  
絲共同施設組合及自動車運送事業組  
合」ニ改ム

〔國務大臣松野鶴平君登壇〕

○國務大臣（松野鶴平君） 只今議題トナリ  
マシタ自動車交通事業法中改正法律案提出  
ノ理由ヲ申上げマス、自動車ニ依ツテ旅客  
貨物ヲ運送スル事業ガ、產業上將又國民生  
活上、極メテ重要ナ役割ヲ有シテ居リマス  
コトハ、改メテ申上げルマデモナイ所デア  
リマスガ、事變勃發以來、或ハ生産力擴充、  
或ハ物價政策、更ニ又國防強化等ノ見地カ  
ラ致シマシテ、一層其ノ重要性ヲ加ヘテ參  
リマシテ、自動車運送事業、就中貨物自動  
車運送事業ノ發達ヲ圖ルコトハ、目下ノ急  
務デアルト信ズルノデアリマス、仍テ現行  
次第デアリマス

自動車交通事業法ヲ一部改正致シマシテ、  
自動車運送事業ノ健全ナル發達ヲ促進シタ  
イト考ヘマシテ、本改正法律案ヲ提出シタ  
本改正法律案ノ要點ニ付テ申上げマスル  
ニ、第一ニ貨物運送事業ノ區分ヲ實情ニ合  
フヤウニ改メタノデアリマス、次ニ自動車  
運送事業組合ノ制度ヲ新ニ設ケマシテ、之  
ニ依リ事業者ノ利益ノ増進茲ニ運賃輸送等  
ノ適正ヲ圖ラシムルコトトシタノデアリマ  
ス、第三ニハ自動車交通事業抵當ノ制度ヲ  
擴張シテ、自動車運送事業ノ全般ニ及ボス

備ヲ圖ル爲、貨物自動車運送事業者ニ對シ  
補助金ヲ交付シ得ルコトト致シタノデアリ  
マス、以上申上げマシタル事項ノ外、現行  
法ノ不備トスル諸點ニ付キ改正スルコトト  
致シマシテ、此ノ改正法律案ヲ提出シタ次  
第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛  
アランコトヲ希望致ス次第デアリマス  
○議長（小山松壽君） 質疑ノ通告ガアリマ  
ス、順次之ヲ許シマス——山田清君

〔山田清君登壇〕

○山田清君 私ノ質問ハ出來ルダケ縮メマ  
シテ、大體四ツニ纏メテ、其ノ要點ヲ御伺  
致シタイト考ヘマス

第一點ハ、是ハ總理大臣若クハ企畫院總  
裁カラ御答ヲ願ヒタイ、自動車事業ノ重要  
性ニ鑑ミ、行政機構ノ統一ヲ爲ス考ガアル  
カ、第二點ハ、是ハ鐵道大臣及ビ商工大臣兩  
方面カラ御答ヲ願ヒタイ、自動車自給自足  
ノ根本方針ニ付テデアリマス

（議長退席、副議長著席）

第三點ハ、是ハ商工大臣ニ御尋ラスルト  
共ニ、更ニ鐵道大臣カラ御答ガ願ヘルノデ  
ハナイカト思フ、現在ノ國情ニ對シ自動車  
事業ノ應急對策如何、第四點ハ、是ハ鐵道  
大臣、本法案ニ依ル統制ハ商業組合統制カ  
或ハ其ノ他ノ組合統制カ、其ノ運用ニ當ツ  
テ官僚獨善ニ陥ラナイ確信ガアルカ、此ノ  
業上ノ點カラ、運輸ノ各方面ノ點カラ見マ

シテ、營利事業デナイト云フコトハ、是ハ  
ハウキリ致シテ居リマス、即チ公益事業ト  
シテ極メテ重要性ヲ持ツテ居ルノデアルカ  
ラ、國家トシテハ是ガ發達ニハ保護助長ノ  
政策ヲ執ルノガ本當デアル、然ルニ保護助  
長政策ニ對シテハ甚ダ徹底シテ居ラナイ、  
ノミナラズ今日マデ自動車事業ノ發達ニ關  
シテハ、寧ロソレヲ阻碍スペキ幾多ノ惡イ  
條件ノミガアツタ、例ヘバ本事業ノ主ナル  
燃料、車輛其ノ他部分品等ハ、悉ク之ヲ輸  
入ニ仰グノ現状デアル、自動車國策ヲ樹立  
シテ自給自足ヲ圖ルコトハ、極メテ是ハ困  
難ナ仕事デアル、隨テ是ガ重要性ヲ考ヘテ  
保護助長政策ヲ執ラネバナラナイガ、此ノ  
方針ヲ確立シテ國策ヲ樹立スルニハ、ドウ  
云フ觀點カラ考ヘテ見タラ宜シイカ、此ノ  
點ニ於テ第一ニ考ヘルコトハ、現在ノ行政  
ノ狀態デハ果シテドウデアルカ、洵ニ是ハ  
區々難多デアル、譬ヘテ申シマスルナラバ  
自動車ノ製造事業ニ關シテハ商工省ガ扱ツ  
テ居ル、交通其ノ他ノ取締ニ付テハ内務省  
及ビ地方廳ガ扱ツテ居ル、稅制問題ハ勿論  
大藏省デアル、運輸事業ノ監督ハ鐵道省デ  
アル、殊ニ各府縣ノ警察ニ委任セラレテ  
ニ其ノ取締ノ細則ノ如キハ、各地方勝手バ  
ラバラデアル、又稅金ノ如キモ、中央地  
方ヲ通ジテ不當且ツ不公平デアルコトハ  
贅言ヲ要シナイ、即チアノ二万圓モ三万圓  
モスル自動車デモ、使切ツタ古クナツタ二

三百圓ノ自動車デモ、等シク物件税トシテ  
馬力數ニ依ツテ之ヲ取扱フト云フヤウナコ  
トハ、改制ノ根本ニ於テ不當且ツ不公平デ  
アルト云フ證據デアル、更ニ又運轉手ニ對  
スル取締ノ如キハ苛酷ヲ極メテ居ル、殊ニ  
運轉手試験制度ノ問題ニ付テハ、必要ナラ  
ザルコトヲ試験シテ居ツテ、今回事變が始  
ツテ以來實ニ國家トシテハ大ナル損失ヲ與  
ヘテ居ルコトハ、第七十三帝國議會ニ、當  
議場ニ於テ私が議論ヲ致シタ、貴重ナル車  
ヲ持ツテ行ツテ戰ヲヤツテ、快速部隊ノ運  
轉手ガ砲彈ニ壹レル、外國ノ如キハ國民悉  
ク運轉ガ出來ルガ、日本ハ運轉手試験制度  
ガ非常ニ嚴重デアルカラ中々運轉手ニナレ  
ナイ、隨テ軍トシテハ兵隊トシテ應召シタ  
者ヲ、極メテ短期間ニ養成スルノデアルカラ  
ラ、十分使ヘル車ヲ使フコトガ出來ナクテ  
棄テ行ツテ、敵軍ノ利用ニ任セルト云フ  
コトハ、物資愛護ノ上カラ見テ、又國軍ノ  
作戰用兵ノ上カラ考ヘテ見テ、運轉手ノ試  
験制度ノ改正ノ如キヲ、現狀ノ儘デ保護助  
長ノ政策ヲ執ラナイト云フコトハ、國家國  
防上大ナル影響ガアルト云フコトハ固ヨリ  
明デアル(拍手)是ハツノ例デアル、殊ニ  
今次事變以來自動車燃料ハ、從來ノ五分ノ  
一強ニ規正ヲ行ハレテ居ル、此ノ尊イ車ヲ  
持ツテ居ツテモ、一往復致シマスルト、既  
ニ運行ガ出來ナクナルト云フヤウナ實情デ  
アル、諸物資ハ益、窮乏致シテ、此ノ儘デハ  
自動車ハ國內ニ於テ既ニ死ニ瀕スルト云フ  
實情ニ蓬著シテ居ルガ、只今政府ノ提案ニ  
ナリマンシタル自動車事業ニ付テ、保護助長

ト云フ細則ノ御話ガアリマシタガ、是ハ天  
井カラ目藥ヲ垂レルヤウナモノデアツテ、  
ウカ、規格ヲ統一スルト云フ點ニ付テハ、  
根本的ニ此ノ保護助長政策、國策ヲ樹立ス  
ルト云フコトニ付テハ、深ク思ヲ致サネバ  
ナラスト痛感ヲ致シテ居ル次第デアル、今回  
提出ノ本法案ハ如上ノ所見ニ立ツテ根本的  
ニ國策遂行ノ觀點カラドウ云フ狙ヒ所ヲ持  
ツテ居ルノデアルカ、即チ政府ハ速ニ自動  
車事業ニ關スル行政機構ノ綜合統制ヲ單一  
化シテ、是ガ完成ヲ期シテ、或ハ交通省ノ設  
置ヲ速ニ實現スルカ、若シ已ムヲ得ズンバ  
テ是ガ根本的對策ヲ爲スコトガ急務デアル  
ト思フガ、此ノ點ニ付テ行政機構ノ統一ヲ  
爲ス考ガアルカドウカ、更ニ本法案ニ於テ、  
只今申述ベマシタ私ノ考ヘテ居ル目的達成  
ノ爲ニ、自動車關係全部ノ統制ヲ企圖スル  
前提ト爲スベキデアルカドウカト云フコト  
ヲ、是ハ鐵道大臣ニ御伺ヲ致ス次第デアリ  
マス

第二點ハ、現在マデ日本デハ自動車ガ國  
内ニ於テ自給自足ノ程度マデ製造能力ハナ  
カツタ、殊ニ事變發生以來外國カラハ車ガ  
來ナイ、而モ自動車ノ負フ任務ハ極メテ重要  
デアル、此ノ場合ニ處シテ自動車ノ自給自  
足ノ大方針ニ對シテ、製造方面ニ付テハド  
ウ云フ抱負經綸ヲ持ツテ居ルカ、是ハ商工  
大臣カラ御答ヲ願ヒタイノデアリマスガ、  
第一ニハ規格ノ統一ノ必要ガアル、第二ニ  
ハ澤山ノ良イ車ヲ十分國內ニ於テ製造スル  
ノニハ、現在ノ日本ノ國內ノ自動車製造會  
社ノ方針デ宜イノデアルカドウカ、小會社

ト云フ細則ノ御話ガアリマシタガ、是ハ天  
井カラ目藥ヲ垂レルヤウナモノデアツテ、  
ウカ、規格ヲ統一スルト云フ點ニ付テハ、  
根本的ニ此ノ保護助長政策、國策ヲ樹立ス  
ルト云フコトニ付テハ、深ク思ヲ致サネバ  
ナラスト痛感ヲ致シテ居ル次第デアル、今回  
提出ノ本法案ハ如上ノ所見ニ立ツテ根本的  
ニ國策遂行ノ觀點カラドウ云フ狙ヒ所ヲ持  
ツテ居ルノデアルカ、即チ政府ハ速ニ自動  
車事業ニ關スル行政機構ノ綜合統制ヲ單一  
化シテ、是ガ完成ヲ期シテ、或ハ交通省ノ設  
置ヲ速ニ實現スルカ、若シ已ムヲ得ズンバ  
テ是ガ根本的對策ヲ爲スコトガ急務デアル  
ト思フガ、此ノ點ニ付テ行政機構ノ統一ヲ  
爲ス考ガアルカドウカ、更ニ本法案ニ於テ、  
只今申述ベマシタ私ノ考ヘテ居ル目的達成  
ノ爲ニ、自動車關係全部ノ統制ヲ企圖スル  
前提ト爲スベキデアルカドウカト云フコト  
ヲ、是ハ鐵道大臣ニ御伺ヲ致ス次第デアリ  
マス

第二點ハ、現在マデ日本デハ自動車ガ國  
内ニ於テ自給自足ノ程度マデ製造能力ハナ  
カツタ、殊ニ事變發生以來外國カラハ車ガ  
來ナイ、而モ自動車ノ負フ任務ハ極メテ重要  
デアル、此ノ場合ニ處シテ自動車ノ自給自  
足ノ大方針ニ對シテ、製造方面ニ付テハド  
ウ云フ抱負經綸ヲ持ツテ居ルカ、是ハ商工  
大臣カラ御答ヲ願ヒタイノデアリマスガ、  
第一ニハ規格ノ統一ノ必要ガアル、第二ニ  
ハ澤山ノ良イ車ヲ十分國內ニ於テ製造スル  
ノニハ、現在ノ日本ノ國內ノ自動車製造會  
社ノ方針デ宜イノデアルカドウカ、小會社

一往復スレバモウ運輸ガ出來ナイ、稅金ハ從

來ノ儘ノ笠棒ニ高イ、而モ不當、不衡平デ

アル、取締ハ極メテ嚴重デ親心ガナイ、斯

ウ云フ狀態デアル、是デ一體ドウナルノデ

アルカ、此ノ點ニ付テ第一ニ應急對策トシ

テ薪炭瓦斯發生爐ノ補助金ヲ増額スル考ガ

アルカ、第二點ハ薪炭ノ圓滿ナル配給ヲ爲

ス確信ガアルカ、第三ニ「ガソリン」規正ヲ現

在ノ儘以上ニ規正シナイカ、是レ以上規正

スレバ死ヌガ、此ノ儘デ居ルカドウカ、若

シ規正ヲスルト云フノデアレバ、自動車全

體ヲモツト少イモノニシテ、今ノ儘デハ實

ニ立派ナ車ガ無駄ニ動イテ、一日ノ中一時

間カ二時間動ケバモウナクナツテシマツテ

動ケナクナルノデアルガ、之ヲドウスルノ

デアルカ、又「カーバイト」其ノ他ノ代用燃

料ノ保護助長ヲドウシテ行クノデアルカ、

運轉者試験制度ニ付テ根本的ニドウスルノ

デアルカ、斯フ云フ問題ニ付テ現狀ニ即シタ

ル所ノ應急對策ヲ爲サナケレバ、鐵道省御

示ノ國策ニ順應シタルモノハ、ソレダケデ

ハ到底出來得ナイト考ヘテ居ルガ、應急對

策ニ付テドウダ、斯ウ云フコトヲ承リタイ

第四點ハ、本法案ハ其ノ内容ハ主トシテ

貨物自動車事業ト旅客自動車ニ大別シテ、

特ニ組合ニ對スル所ノ規定ガ其ノ大部分デ

アルガ、是ガ運用ニ對シテ全國ノ自動車業者

ヲ壓迫シテ無用ノ統制ヲ期スルコトガナイ

カドウカ、此ノ運用ニ當ツテ如何ナル心構

ヘヲ持ツテ居ルカト云フコトヲ承リタイ、

從來ノ實績ニ微シテ見マスルト、鐵道省ハ

一方ニハ監督權ヲ持チ、一方ニハ商賣ヲ營

業致シテ居ル、營業ト監督ト兩方面ヲ持ツテ居ル、デアリマスカラ從來ハ國內到ル處ニ鐵道省ト業者ト摩擦軋轢ノ甚シイモノガアツテ、又現在千葉縣ノ一角ニアリツアール、此ノ本法案ノ提出ニ當ツテ、全國業者ハ監督權ト營業ヲ持ツ鐵道省ガ商工省カラ云フノデアルガ、ドウ云フ統制ノ方法ヲヤラウトスルノデアルカ、商業組合ヲ中心トシテ統制スルノデアルカ、或ハ又從來既設ノ政治的組合ノ組合ヲモ其ノ中ニ入レテ統制ヲシヨウトスルノデアルカ、更ニ又松野鐵道大臣ハ能ク御承知ノ筈デアルガ、日本通運株式會社ノ如ク半官半民ノ會社ヲ作ツテ、沟ニ方針ハ良イヤウデアリマスルガ、其ノ重役ハ悉ク古手官吏ヲ連レテ來テ、官僚獨善ヲヤツテ居ルガ、將來ノ組合統制ニ當ツテ業者ノ極メテ心配致シテ居る問題ハ、又官僚獨善ヲ此ノ機會ニヤラントスル傾向ガアルト心配致シテ居ルガ、苦勞人デアル鐵道大臣ハ左様ナコトヲシマイト考ヘテ居リマスルガ、之ニ對スル肚ヲ打明ケテノ御説明ヲ頗フコトガ出來レバ結構デアル、其ノ他詳細ノ問題ニ付テハ委員會ニ譲リマシテ、以上四點ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス(拍手)

(國務大臣松野鶴平君登壇)

○國務大臣(松野鶴平君) 山田君ノ質疑ニ御答申上ゲマス、自動車運送業ガ極メテ重要ナ役割ヲ持ツコトニナリマシテ、段々之ノ統制發達ヲ助長シタイ、此ノ意味ニ於テ本改正案ヲ提出シマシタヤウナ趣意デアリマス

本法ヲ提出致シマス當時ニ於キマシテ、關係法律デアリマス爲ニ、商工省ノ諒解ノ下ニ將來ハ本法案ノ下ニ於ケル所謂鐵道省關係ノ組合ニ依ツテ之ヲ監督スル、今マデ商工省ニアツタ組合ハ之ヲ認メマスガ、之ヲ監督スルノモ鐵道省デアリマシテ、隨テ將來ハ鐵道省デ統一シタル認可ヲスル、斯ウ云フコトニナリマシテ、是ハ一面カラ申シマスト所謂機構改革ハ致シマセヌケレドモ、實際ノ運用ノ上ニ於キマシテ機構改革ト同様ナ意味ニ於ケル效果ヲ擧ゲル、斯ウ云フコトノ出來ルマア第一歩ニ入ツタ、斯ウ考ヘテ居リマス

ソレカラ此ノ組合ヲ監督スルニ對シテモ、統制、即チ監督上ノ統制、要スルニ監督ヲ官僚的ニヤルカドウカ、斯ウ云フ意味デアリマスガ、是ハ主トシテ自治的ニヤリマシテ、決シテ組合ヲ壓迫シタリ何カシナイヤウニ、十分ノ監督ノ下ニ自然ニ自治的ニ組合ノ發達スルガ如ク指導シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

ソレカラ此ノ意味ニ於キマシテ目下ノ燃料ノ不足其ノ他カラ申シマシテ、地方廳ニ對シマシテ多少ノ手心ヲ加ヘテ居ツテ、業者ニ對シテ不便ヲ與ヘテ居タカモ分ラナイト考ヘマスケレドモ、斯ウ云フコトハ、ラズ、軍事上重要ナル使命ヲ持ツテ居リマスルガ故ニ、小型自動車ノ方ニノミ全力ヲシテモ只今研究中デゴザイマスガ、交通省ノ

知ノ通り商工省ニ於ケル商業組合法ニ依ツテ組合ガ認可サレテ居ルノデアリマス、今度本法ヲ提出致シマス當時ニ於キマシテ、關係法律デアリマス爲ニ、商工省ニ於ケル所調鐵道省關係ノ組合ニ依ツテ之ヲ監督スル、今マデ商工省ニアツタ組合ハ之ヲ認メマスガ、之ヲ監督スルノモ鐵道省デアリマシテ、隨テ將來ハ鐵道省デ統一シタル認可ヲスル、斯ウ云フコトニナリマシテ、是ハ一面カラ申シマスト所謂機構改革ハ致シマセヌケレドモ、實際ノ運用ノ上ニ於キマシテ機構改革ト同様ナ意味ニ於ケル效果ヲ擧ゲル、斯ウ云フコトノ出來ルマア第一歩ニ入ツタ、斯ウ考ヘテ居リマス

ソレカラ此ノ組合ヲ監督スルニ對シテモ、統制、即チ監督上ノ統制、要スルニ監督ヲ官僚的ニヤルカドウカ、斯ウ云フ意味デアリマスガ、是ハ主トシテ自治的ニヤリマシテ、決シテ組合ヲ壓迫シタリ何カシナイヤウニ、十分ノ監督ノ下ニ自然ニ自治的ニ組合ノ發達スルガ如ク指導シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

ソレカラ此ノ意味ニ於キマシテ目下ノ燃料ノ不足其ノ他カラ申シマシテ、地方廳ニ對シマシテ多少ノ手心ヲ加ヘテ居ツテ、業者ニ對シテ不便ヲ與ヘテ居タカモ分ラナイト考ヘマスケレドモ、斯ウ云フコトハ、ラズ、軍事上重要ナル使命ヲ持ツテ居リマスルガ故ニ、小型自動車ノ方ニノミ全力ヲシテモ只今研究中デゴザイマスガ、交通省ノ

ウ云フ問題ニ對シマシテハ出來ルダケ無理ヲ生ゼナイヤウニ指導シテ行キタイト考ヘテ居ル次第デアリマス(拍手)

(政府委員加藤鑑五郎君登壇)

○政府委員(加藤鑑五郎君) 山田君ヨリ自

動車ニ對シテモ自給自足ノ方針ヲ執ラナケ

レバナラヌガ、政府ハドウ考ヘルカト云フ

御質疑ノヤウデアツタ思ヒマス、自動車

ノ政策ハ山田君ノ御説ノ如ク自給自足ノ方

針ヲ執ラナケレバナラヌノデアリマシテ、

先年政府ハ「トヨタ」・日產ノ兩會社ヲ許可會

社ト致シマシテ、國家ガ御承知ノ如ク之ニ

多大ノ援助、助力ヲ致シテ居ルノデゴザイ

マス、今後ト雖モ此ノ方針ニ依リマシテ、

成ベク外國車ヲ入レナイヤウニ、只今モ入

テ補フヤウニ努メタイト思ウテ居ル次第デ

ゴザイマス、而シテ、山田君ハ外ノ許可シ

ナイ弱小ノ會社ガアルガ、之ヲ統一スル考

ハナイカト云フ御質疑デアツタノデゴザイ

マスガ、政府ト致シマシテ出來ルダケ之ヲ

ゴザイマス、而シテ、山田君ハ外ノ許可シ

ナイ弱小ノ會社ガアルガ、之ヲ統一スル考

設置ト云フヤウナコトニ付キマシテハ、今後尙ほ十分慎重ニ研究ヲシテ參リタイト思ヒ

マズ

○副議長(田子一民君) 小串清一君

(小串清一君登壇)

○小串清一君 只今上程中ノ自動車交通事業法中改正法律案ニ付キマシテ二三ノ質疑ヲ致シタイト思ヒマスガ、専門家ノ山田君ガ只今自動車業全般ニ付テ御質問ガアリマシタノデ、私ハ本法律案ニ直接關係ナル問題ニ付テ御尋ヲシテ見タイト思フノデアリマス

自動車ノ交通事業ガ此ノ事變ニ際シテ如

何ニ重大デアルカト云フコトハ、只今大臣

ノ御説明ニモアツタヤウニ、サウシテ其ノ

運送量竝ニ運賃ガ國有鐵道ニ匹敵スル點、

又貨物自動車ガ國防上重大ノ使命ヲ有スル

點ニ見テモ、論ヲ俟タナイノデアリマスガ、

而モ此ノ貨物自動車ノ問題ニ付キマシテハ、

最近ニ是ガ不備ノ爲ニ諸君モ御記憶ノ重大

ナ問題ガ起ツテ居リマス、即チ先般大阪、

神戸ヲ始メ東京其ノ他ノ都市ニ米穀ノ不足

ヲ來シ、危機一髮ノ状態ニナツタ時ニ、此

ノ配給機構ノ不備ガ主タル原因トシテ、貨

物自動車ガ思フヤウニ利用ガ出來ナカツタ

コトガ非常ニ缺陥デアツタノデアリマス、

事變以來自動車ハ多數微發セラレマシテ、

現在殘存ノ自動車ニ付キマシハ、其ノ營業

ガ亂脈無統制ノ状態ナル、貨切自動車運

送事業就中「トラック」業ニ對シテヘドウシ

テモ此ノ法案ノ如ク特ニ之ヲ取上げテ國家

統制ヲ布カレタト云フコトハ、是ハ時弊ヲ

又其ノ業種ニ於テ、命令ヲ以テ加入ヲ强行

スル、即チ強制加入ノ制度デアリマス、斯

ル統制ガ現下ノ戰時體制ニ於テ、各種ノ事

業ニ於テ見ルガ如ク、強度ノ官治統制ニ陷

ツテ、民衆ヲ強壓シ、其ノ結果ハ却テ事業

ノ發達ヲ害シ、能率ヲ減ズルノミナラズ、

失業者ヲ増加スルガ如ク弊害ガ伴ツテ居ル

ノデアリマス、昨年ノ議會ニ小運送業及ビ

日本通運株式會社法ノ實施ニ付テ、此ノ議

場ニ於テ深刻ナ御質疑ガアツタヤウニ考へ

テ居リマスガ、兎ニ角此ノ統制ニ對シテハ、

シテ、サウシテ是等ガ非常ニ苦境ニ立ツテ

居ルト云フヤウナ不平ヲ能ク聞クノデアリ

マス、是ト同ジヤウナヤリ口デ此ノ運送事

業組合ヲ通シテ官治統制ガ自動車事業ニ加

ヘラレル、サウシテ資本主義「トラスト」ノ

強壓ト、是等業界ニ對シテ鐵道省ノ古イ人

達ガ澤山入り込ンデ來ルノデヤナイカト云

フヤウナコトヲ非常ニ業者ハ虞レテ居ルノ

デアリマス、只今大臣ノ御答辯ニ依ツテ、

此ノ點ニ付テハ非常ニ大臣ハ苦勞フシニ居

ラレテ、ハツキリト御答辯ガアツタコトヲ私

ハ非常ニ感謝シテ居ル者デアリマスガ、兎ニ

モ、政府ヲ背景トシテ斯様ナ問題ガ起ツテ

此ノ大規模ノ吸收合併工作ガ只今計畫中デ

京都、名古屋等ニ於テハ既ニ此ノ「トラスト」

ノ魔手ガ實行ニ移ツテ居ル、東京ニ於テモ

合併ヲショウトシテ、現ニ只今大阪、神戸、

モ、又ソレト反対ノ事實ガ非常ニアル、殊

ニ此ノ大ナル資本ヲ背景トシテ各地ノ合同

ニアル所ノ大ナル會社ガ小運送業者ヲ壓迫

シテ、サウシテ是等ガ非常ニ苦境ニ立ツテ

京都、名古屋等ニ於テハ既ニ此ノ「トラスト」

ノ魔手ガ實行ニ移ツテ居ル、東京ニ於テモ

アルト云フコトデアリマス、無論此ノ大都

市ニ於テ斯様ナ大會社ノ出來ルコト、若ハ

アート云フコトニ付テハ餘程考ヘナク

チヤナラヌ、殊ニ其ノ役員ガ舊鐵道官

吏デアツタ場合ニハ、先刻御指摘ニナツタ

ヤウニ、營業ト監督トヲ混同スルト云フ非

ガ私ノ質疑ノ第一點デアリマス

次ニ自動車業ニ對シマシテハ、先刻モ申シ

タ通リニ商業組合ノ設立ガ積極的ニ出來上

ツテ、今日デハ此ノ六大都市ヲ始メトシマシ

テ全國ニ多數ノ組合ガ出來、此ノ組合ノ有ス

ル車輛ハ、全車輛數ノ半分ニモ及シ居ツ

テ、著々國策協力ノ態勢ヲ整ヘテ居ル、然

ルニ今回ハ此ノ商業組合ヲ改組シテ、之ヲ

自動車運送組合ニ變更シ、其ノ變更シタト

ハ政府ノ認ヌマスル一定ノ地域内ニ於テ、

又其ノ業種ニ於テ、命令ヲ以テ加入ヲ强行

スル、即チ強制加入ノ制度デアリマス、斯

ル

ノ弊ヲ除カナケレバ相成ラヌト存ジマス、サウ

シテ是等ノ合同及ビ組合ニ於テ頗ル佳良ナ

シテ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

ノ

云フコトハ、即チ單ナル名稱ノ變更デハナクシテ、實際ハ商工省ノ管轄ヲ離レテ鐵道省ニ入ツタノデアリマスガ、此ノ商工省ヨリ鐵道省へ移管シタ方法ガ全部デナクシテ、即チ商業組合ノ方面ニ最モ商工省トシテ指導若クハ監督ヲシテ居ツタ、即チ、資材ノ配給「ガソリン」「タイヤ」「メータ」其ノ他ノ物資ノ割當及ビ幹旋等ハ、依然トシテ商工省ガ之ヲ扱ツテ居ル、然ル時ニ此ノ自動車運送組合ハ前ニ商業組合トシテ、非常ニ商工省ノ御世話ニナツテ居ツタコトガアツテ、業者ハ二重ノ監督ヲ受ケル、今マデ大部分ガ一ツノ舅ヲ持ツテ居ツタノガ、今度ハ二ツノ舅ヲ持ツテ行クト云フコトニナルカラ、自然業務ノ濫滯ヲ免レズ、敏速ヲ缺クト云フ缺點ガアルノデハナイカ、一體本法ノ制定ニ當ツテ、兩省ニ於テ意見が對立シテ、結局商工省ガ鐵道省ニ讓歩シテ移管シタトカ云フヤウナ噂ガアリマスガ、既ニ斯ウナツタ以上——自動車商業組合ハ元ハ任意ニ設立シタノデハナクテ、政府ノ政策遂行上之ヲ作レト云フコトデ、漸ク組織ガ出來上ツテ、將ニ其ノ運用ヲ整備シヨウトル時ニ、又再び政府ガ方針ヲ變ヘタト云フコトニ付テハ、當業者ハ多大ノ犠牲、迷惑ヲ餘儀ナクサレテ居ルト思フノデアリマス、其ノ理由トシテハ、商業組合ハ經濟組合デアルカラ、統制ニ無力デアル、故ニ變更スルノダト云フコトデアルガ、私ハ若シコマデ氣ガ付イテ兩省ノ話ガ付イタノデアルナラバ、先刻山田君ノ言ハレタヤウニ、鐵道省デモ構ハナイト思フ、鐵道省ガ

モット徹底的ニ、此ノ自動車組合ノ有ユル問題ヲ扱フヤウニ、即チ一元的ニ之ヲ爲スベキ理由ガアルト思フ、是ガ私ノ重大ナル心配ノ點デアリマス、詰リ今マデヨリモ却テ業者ガ迷惑ヲ感ズルヤウニナツテハナラス、故ニ私ハ之ヲ一元的ニ統制スルコトヲ特ニ希望スル者デアリマスガ、政府ハドウ云フ御考デアリマスカ、是ガ第二デアリマス

次ニ自動車ノ組合、即チ自動車ノ統制ニ商工省ノ御世話ニナツテ居ツタコトガアツテ、業者ハ二重ノ監督ヲ受ケル、今マデ大部分ガ一ツノ舅ヲ持ツテ居ツタノガ、今度ハ二ツノ舅ヲ持ツテ行クト云フコトニナルカラ、自然業務ノ濫滯ヲ免レズ、敏速ヲ缺クト云フ缺點ガアルノデハナイカ、一體本法ノ制定ニ當ツテ、兩省ニ於テ意見が對立シテ、一言御尋フシヨウト思フノデアリマス、自動車ノ業態ガ、今日ノヤウニ資材モ不足シ、燃料モ不足スル場合ニ、適當ニ是ガ合同ヲ致シマシテ、資本ヲ合同シ、企業ヲ合同シテ、サウシテ自分ノ無益ナ消費ヲ防ギ、オ互ニ助合フト云フコトハ、全ク其ノ通リデアリマスガ、而モ之ヲ各府縣區々ノ方法ニ依ツテ、此ノ合同ヲ強制シタ事實ハ、今回鐵道省ニ移管サレテカラ、殊ニ私ハ鐵道當局ニ御考ヲ願ハナケレバナシテ來タ二三ノ例ヲ申上ゲテ見ヨウト思ヒマストル時ニ、又再び政府ガ方針ヲ變ヘタト云フコトニ付テハ、當業者ハ多大ノ犠牲、迷惑ヲ餘儀ナクサレテ居ルト思フノデアリマス、其ノ理由トシテハ、商業組合ハ經濟組合デアルカラ、統制ニ無力デアル、故ニ變更スルノダト云フコトデアルガ、私ハ若シコマデ氣ガ付イテ兩省ノ話ガ付イタノデアルナラバ、先刻山田君ノ言ハレタヤウニ、鐵道省デモ構ハナイト思フ、鐵道省ガ

關シテハ警察ニ絶対ノ權利ヲ握ラレテ居ル弱キ當業者ハ、何レモ泣寝入り的ニ之ニ應じタト云フヤウナコトガアル、又他ノ某縣ニ商工省ノ御世話ニナツテ居ツタコトガアル、其ノ負擔ノ稅其ノ他ガナクナツテシマツテ、其ノ村デサウ云フコトノ爲ニ困ツテ居ル、或ハ又山間地方ニ於ケル所ノ「トラック」運送ト云フモノ免許更新ノ手續ヲ拒シダト云ツタヤウナ例ガアル、其ノ他斯ウ云フ報告ガ非常ニ各地カラ來テ居リマス、今後此ノ自動車運送業者ヲ集ヌテ、此ノ企業合同ヲ強ヒタ實例ニ對シテ、一言御尋フシヨウト思フノデアリマス、自動車ノ業態ガ、今日ノヤウニ資材モ不足シ、燃料モ不足スル場合ニ、適當ニ是ガ合同ヲ致シマシテ、資本ヲ合同シ、企業ヲ合同シテ、サウシテ自分ノ無益ナ消費ヲ防ギ、オ互ニ助合フト云フコトハ、全ク其ノ通リデアリマスガ、而モ之ヲ各府縣區々ノ方法ニ依ツテ、此ノ合同ヲ強制シタ事實ハ、今回鐵道省ニ移管サレテカラ、殊ニ私ハ鐵道當局ニ御考ヲ願ハナケレバナシテ來タ二三ノ例ヲ申上ゲテ見ヨウト思ヒマストル時ニ、又再び政府ガ方針ヲ變ヘタト云フコトニ付テハ、當業者ハ多大ノ犠牲、迷惑ヲ餘儀ナクサレテ居ルト思フノデアリマス、其ノ理由トシテハ、商業組合ハ經濟組合デアルカラ、統制ニ無力デアル、故ニ變更スルノダト云フコトデアルガ、私ハ若シコマデ氣ガ付イテ兩省ノ話ガ付イタノデアルナラバ、先刻山田君ノ言ハレタヤウニ、鐵道省デモ構ハナイト思フ、鐵道省ガ

弱キ當業者ハ、何レモ泣寝入り的ニ之ニ應じタト云フヤウナコトガアル、又他ノ某縣ニ商工省ノ御世話ニナツテ居ツタコトガアル、其ノ負擔ノ稅其ノ他ガナクナツテシマツテ、其ノ村デサウ云フコトノ爲ニ困ツテ居ル、或ハ又山間地方ニ於ケル所ノ「トラック」運送ト云フモノ免許更新ノ手續ヲ拒シダト云ツタヤウナ例ガアル、其ノ他斯ウ云フ報告ガ非常ニ各地カラ來テ居リマス、今後此ノ自動車運送業者ヲ集ヌテ、此ノ企業合同ヲ強ヒタ實例ニ對シテ、一言御尋フシヨウト思フノデアリマス、自動車ノ業態ガ、今日ノヤウニ資材モ不足シ、燃料モ不足スル場合ニ、適當ニ是ガ合同ヲ致シマシテ、資本ヲ合同シ、企業ヲ合同シテ、サウシテ自分ノ無益ナ消費ヲ防ギ、オ互ニ助合フト云フコトハ、全ク其ノ通リデアリマスガ、而モ之ヲ各府縣區々ノ方法ニ依ツテ、此ノ合同ヲ強制シタ事實ハ、今回鐵道省ニ移管サレテカラ、殊ニ私ハ鐵道當局ニ御考ヲ願ハナケレバナシテ來タ二三ノ例ヲ申上ゲテ見ヨウト思ヒマストル時ニ、又再び政府ガ方針ヲ變ヘタト云フコトニ付テハ、當業者ハ多大ノ犠牲、迷惑ヲ餘儀ナクサレテ居ルト思フノデアリマス、其ノ理由トシテハ、商業組合ハ經濟組合デアルカラ、統制ニ無力デアル、故ニ變更スルノダト云フコトデアルガ、私ハ若シコマデ氣ガ付イテ兩省ノ話ガ付イタノデアルナラバ、先刻山田君ノ言ハレタヤウニ、鐵道省デモ構ハナイト思フ、鐵道省ガ

關シテハ警察ニ絶対ノ權利ヲ握ラレテ居ル弱キ當業者ハ、何レモ泣寝入り的ニ之ニ應じタト云フヤウナコトガアル、又他ノ某縣ニ商工省ノ御世話ニナツテ居ツタコトガアル、其ノ負擔ノ稅其ノ他ガナクナツテシマツテ、其ノ村デサウ云フコトノ爲ニ困ツテ居ル、或ハ又山間地方ニ於ケル所ノ「トラック」運送ト云フモノ免許更新ノ手續ヲ拒シダト云ツタヤウナ例ガアル、其ノ他斯ウ云フ報告ガ非常ニ各地カラ來テ居リマス、今後此ノ自動車運送業者ヲ集ヌテ、此ノ企業合同ヲ強ヒタ實例ニ對シテ、一言御尋フシヨウト思フノデアリマス、自動車ノ業態ガ、今日ノヤウニ資材モ不足シ、燃料モ不足スル場合ニ、適當ニ是ガ合同ヲ致シマシテ、資本ヲ合同シ、企業ヲ合同シテ、サウシテ自分ノ無益ナ消費ヲ防ギ、オ互ニ助合フト云フコトハ、全ク其ノ通リデアリマスガ、而モ之ヲ各府縣區々ノ方法ニ依ツテ、此ノ合同ヲ強制シタ事實ハ、今回鐵道省ニ移管サレテカラ、殊ニ私ハ鐵道當局ニ御考ヲ願ハナケレバナシテ來タ二三ノ例ヲ申上ゲテ見ヨウト思ヒマストル時ニ、又再び政府ガ方針ヲ變ヘタト云フコトニ付テハ、當業者ハ多大ノ犠牲、迷惑ヲ餘儀ナクサレテ居ルト思フノデアリマス、其ノ理由トシテハ、商業組合ハ經濟組合デアルカラ、統制ニ無力デアル、故ニ變更スルノダト云フコトデアルガ、私ハ若シコマデ氣ガ付イテ兩省ノ話ガ付イタノデアルナラバ、先刻山田君ノ言ハレタヤウニ、鐵道省デモ構ハナイト思フ、鐵道省ガ

アルノデアリマス、又村落ニアル自動車ガ中心ノ町ニ集リマスガ爲ニ、村落ノ財政、内務省ノ仕事デアリマスガ、其ノ主管デアル鐵道省ニ於テ十分御注意ニナリ、又内務省モ私ノ此ノ質疑ニ對シテ御考慮ヲ仰ギタソテ、一警察署管内一會社ト云フコトニ統一許シテ、揮發油配給量ノ削減、或ハ營業免許ノ取消等ノ威嚇的言辭ヲ弄シテ、營業ニ

ソレカラ次ハ先刻御話ノ、ヤハリ自動車運送事業ニ一番關係ノアルノハ燃料ノ問題デアリマスガ、此ノ燃料ノ問題ハ、目下代用燃料ニ對シテ當局モ非常ナ苦心ヲ拂ツテ

居ラレルケレドモ、而モ木炭モ十分ニナイ、薪モ思フヤウニ集ラナイ、ソレデ其ノ燃料資源ノ缺乏ト云フコトガ、此ノ業態ヲ非常ナ苦況ニ陥レルノミナラズ、即チ生產力擴充ノ目的ニ最モ大害ヲ持ツテ居ルノニアリマスカラ、今後燃料ノ資源ノ擴張ニ付テハ、國家ハ今ノヤウナバラノノ考デハナク、統一アル方針ニ依ツテ、十分ニ此ノ資源ヲ培養セナケレバナラスト同時ニ、我國ニ於テ最モ乏シイ所ノ「ガソリン」ニ對シテハ、更ニ其ノ利用ト節約ヲ考ヘテ貰ハナケレバナルマイト思フ、現在ハ東京デモサウデアリマスガ、辻待ノ自動車ノ如キハ、殆ド遠距離ノ御客ハ之ヲ斷ル者ガ多イ、サウシテ又貨物自動車ノ如キモ、有利ナ仕事ナラブ引受ケルト云フヤウナ風デ、殆ド所謂公益事業ノ點ニ御注意ニナランコトヲ希望スルノデトシテノ任務ヲ果シテ居ナイヤウナコトガ澤山ニアル、又同時ニ盛ニ闇取引ガ行ハレテ居ル、本法ノ實施ニ當ツテハ、特ニ是等ノ點ニ御注意ニナランコトヲ希望スルノデアリマス、歐羅巴開戰以來、英吉利、佛蘭西、獨逸等ハ、我國ニ比ベテ石油ノ供給ガ更ニ潤澤デアルノアリマスケレドモ、而モ強度ノ規正ヲ斷行シテ、現ニ今ハ自家用自動車ハ全部配給ヲ止メテ居ルト云フヤウナコトヲ聞イテ居ルノデアリマス、我國デモサウ云フコトヲ望ム譯デハアリマセヌケレドモ、此ノ燃料ノ利用ヲ大イニ圖ルト共ニ、戰爭ニドウシテモナクテハナラヌ「ガソリン」ノ節約ノ爲ニハ、政府ニ於テモ更ニ思ヲ致サレナケレバナラヌノデハナイカ、此ノ點ニ付テモ御考ヲ承ツテ見タイ

尚ホ次ハ今回ノ法令ニ依ツテ、即チ強制監督ヲ爲ス結果トシテ、從來ノ補助制度ヲ擴張シテ、車體ニ對シ或ル規格ノモノニ補助ヲ與ヘル外ニ、此ノ統制事務費用ノ爲ニ、其ノ半額ヲ補助セラルルト云フコトデアリマスガ、斯ウ云ツタ補助ハ、ヤハリ大キイ會社ニ利用セラレテ、中小ノ統制企業者ニハドウシテモ均霑ノ割合ガ少イト云フノガ實際デアリマスガ、此ノ戰時ノ重要產業ニ從事スル場合デアリマスカラ、小サイモノニ對シテ、特ニ其ノ補助ノ點ニ付テモ御注意ヲ十分ニ御拂ヒニナリ、サウシテ又都市ト地方トノ業態ヲ顧ミテ、寛嚴宜シキヲ得ルヤウニ願ヒタイノデアリマス  
以上五點ニ付テ、意見ト申シマスカ、希望ト申シマスカヲ申上げテ、當局ノ善處ヲ促シ、且ツ御質問ヲ致シタ次第デアリマス（拍手）  
（國務大臣松野鶴平君登壇）  
○國務大臣（松野鶴平君） 小串君ノ御質疑ニ對シテ御答致シマス、小串君ハ能ク御諒解下サツテ居ルト思ヒマスガ、大體御意見トシテ承ツテ見マスト、要スルニ新シイ法律ガ出テ、總てノ事業ガ統制ニナル場合ハ、殆ド民業ヲ壓迫シテシマフデハナイカ、斯ウ云フコトヲ、根本的ニ統制ト云フ問題ニ對シテ、御心配ニナツテ居ルガ如クニ大體アリマシテ、決シテ強制的ノ意味ニ於テ

尚ホ次ハ今回ノ法令ニ依ツテ、即チ強制監督ヲ爲ス結果トシテ、從來ノ補助制度ヲ擴張シテ、車體ニ對シ或ル規格ノモノニ補助ヲ與ヘル外ニ、此ノ統制事務費用ノ爲ニ、其ノ半額ヲ補助セラルルト云フコトデアリマスガ、斯ウ云ツタ補助ハ、ヤハリ大キイ會社ニ利用セラレテ、中小ノ統制企業者ニハドウシテモ均霑ノ割合ガ少イト云フノガ實際デアリマスガ、此ノ戰時ノ重要產業ニ從事スル場合デアリマスカラ、小サイモノニ對シテ、特ニ其ノ補助ノ點ニ付テモ御注意ヲ十分ニ御拂ヒニナリ、サウシテ又都市ト地方トノ業態ヲ顧ミテ、寛嚴宜シキヲ得ルヤウニ願ヒタイノデアリマス  
以上五點ニ付テ、意見ト申シマスカ、希望ト申シマスカヲ申上げテ、當局ノ善處ヲ促シ、且ツ御質問ヲ致シタ次第デアリマス（拍手）  
（國務大臣松野鶴平君登壇）  
○國務大臣（松野鶴平君） 小串君ノ御質疑ニ對シテ御答致シマス、小串君ハ能ク御諒解下サツテ居ルト思ヒマスガ、大體御意見トシテ承ツテ見マスト、要スルニ新シイ法律ガ出テ、總てノ事業ガ統制ニナル場合ハ、殆ド民業ヲ壓迫シテシマフデハナイカ、斯ウ云フコトヲ、根本的ニ統制ト云フ問題ニ對シテ、御心配ニナツテ居ルガ如クニ大體アリマシテ、決シテ強制的ノ意味ニ於テ

（國務大臣松野鶴平君登壇）  
○國務大臣（松野鶴平君） 小串君ノ御質疑ニ對シテ御答致シマス、小串君ハ能ク御諒解下サツテ居ルト思ヒマスガ、大體御意見トシテ承ツテ見マスト、要スルニ新シイ法律ガ出テ、總てノ事業ガ統制ニナル場合ハ、殆ド民業ヲ壓迫シテシマフデハナイカ、斯ウ云フコトヲ、根本的ニ統制ト云フ問題ニ對シテ、御心配ニナツテ居ルガ如クニ大體アリマシテ、決シテ強制的ノ意味ニ於テ

（國務大臣松野鶴平君登壇）  
○國務大臣（松野鶴平君） 小串君ノ御質疑ニ對シテ御答致シマス、小串君ハ能ク御諒解下サツテ居ルト思ヒマスガ、大體御意見トシテ承ツテ見マスト、要スルニ新シイ法律ガ出テ、總てノ事業ガ統制ニナル場合ハ、殆ド民業ヲ壓迫シテシマフデハナイカ、斯ウ云フコトヲ、根本的ニ統制ト云フ問題ニ對シテ、御心配ニナツテ居ルガ如クニ大體アリマシテ、決シテ強制的ノ意味ニ於テ

○副議長(田子一民君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰リ致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メマズ、仍テ動議ノ如ク決シマジタ、是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時二十八分散會

衆議院議事速記録第十五號中  
正誤

頁	段	行	誤	正
三一六	二	七	二千六百万圓	一千六百万圓

衆議院議事速記録第十八號中  
正誤

頁	段	行	誤	正
四一四	二	一八	時變	
四五	二	三	生產	生活
			事變	